

江津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和5年3月

江津市

はじめに

前計画が見直された平成 29（2017）年以降、世界やわが国を取り巻く社会動向は大きな変化を見せ、廃棄物を含む環境の分野もこのような社会動向の変化とは無縁ではなく、大きな影響を受けています。

20 世紀後半における高度経済成長は私たちの生活を豊かにしましたが、大量生産・大量消費型をベースとした経済社会活動は、大量廃棄を促し、海洋プラスチックごみ、食品ロスや地球温暖化など様々な環境問題を引き起こす要因となっています。

こうした状況のなか、2015 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、環境・経済・社会の 3 側面において統合的な向上を図り、目標年である 2030 年までに、「持続可能な社会」を構築することが求められています。

また、我が国においても SDGs を踏まえ、平成 30 年度に「第 5 次環境基本計画」、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を改定し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための具体的な方策を定めています。

江津市(以下、「本市」という。)では、身近な生活環境の保全や循環型社会の構築に貢献するため、平成 17 年度に「江津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、これまでに 2 回の中間見直しを行い、より効果的なごみ発生・排出削減やリサイクル等を進めるための方策を示しました。

近年の一般廃棄物処理情勢の変化として、少子高齢化の進行や廃棄物処理施設の老朽化が挙げられており、今後はごみ排出困難者への対応や、人口の変動と施設の老朽化に合わせた廃棄物処理施設の更新や統廃合を検討するとともに、市民、事業者、行政、それぞれの役割を明確にしながら進めていく必要があります。

以上のことから、本計画では令和 5 年度を初年度として、持続可能な開発目標等の社会情勢の変化や、本市の廃棄物処理情勢の変化等を踏まえ、次期計画の策定を行うこととしました。

令和 5 年 3 月

江津市

目 次

第一章	計画策定の趣旨	1
第一節	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第二節	計画の期間	2
第三節	計画の対象	3
第四節	計画の進行管理	4
第二章	江津市の地域特性	5
第一節	江津市の位置	5
第二節	江津市の主要指標	5
第三章	ごみ処理の現状と課題	8
第一節	ごみ処理の現状	8
第二節	ごみ処理の課題	19
第四章	ごみ処理基本計画	23
第一節	基本方針	23
第二節	数値目標	26
第三節	計画の体系	34
第四節	ごみの発生・排出削減計画	35
第五節	再生利用計画	40
第六節	適正処理計画	42

資料編

- 参考資料 1 江津市の地域概況
- 参考資料 2 江津市のごみ処理等の現状
- 参考資料 3 ごみ排出量の推計
- 参考資料 4 関連法・関連計画の整備状況等
- 参考資料 5 江津市一般廃棄物関連条例

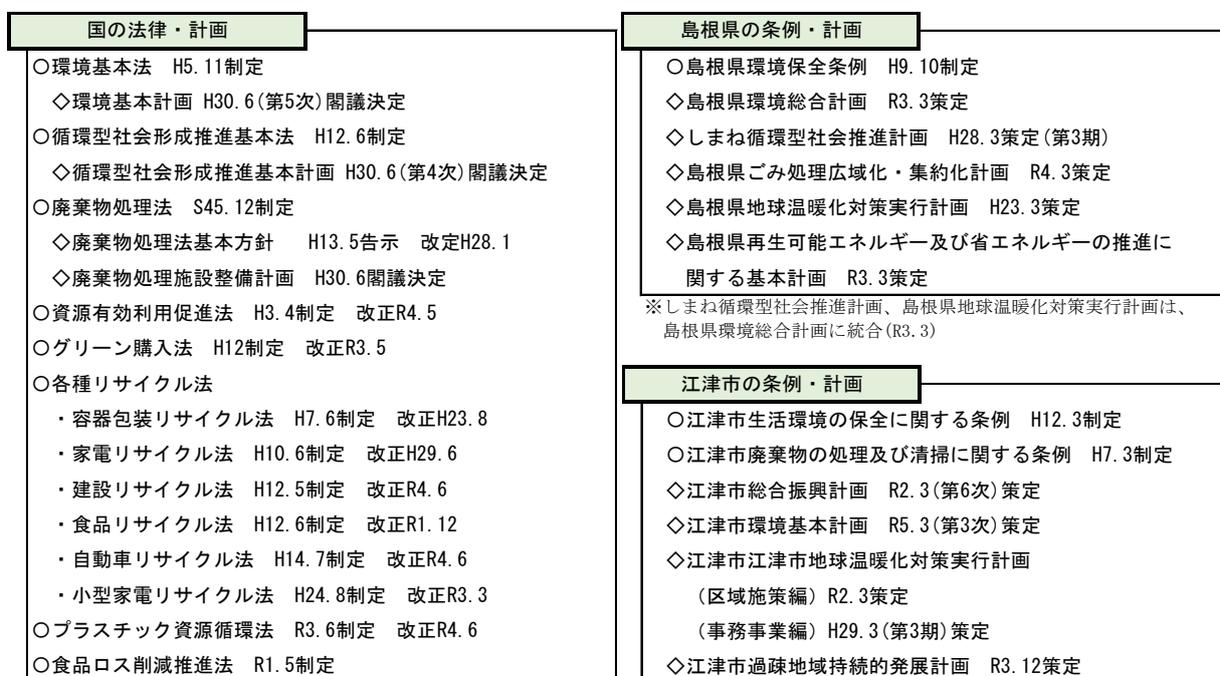
第一章 計画策定の趣旨

第一節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条 1 項に基づき策定を義務付けられている廃棄物処理施策の最上位計画となります。したがって、地方自治体はそれぞれの廃棄物処理実態に応じた基本計画を策定することが必要とされます。

江津市一般廃棄物基本計画（以下「本計画」という。）は、本市が廃棄物処理法第 6 条に基づき、国の法律・計画、島根県の計画ならびに本市の総合振興計画等を踏まえ、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を示したものです。

◆図表 1-1 計画の位置づけ



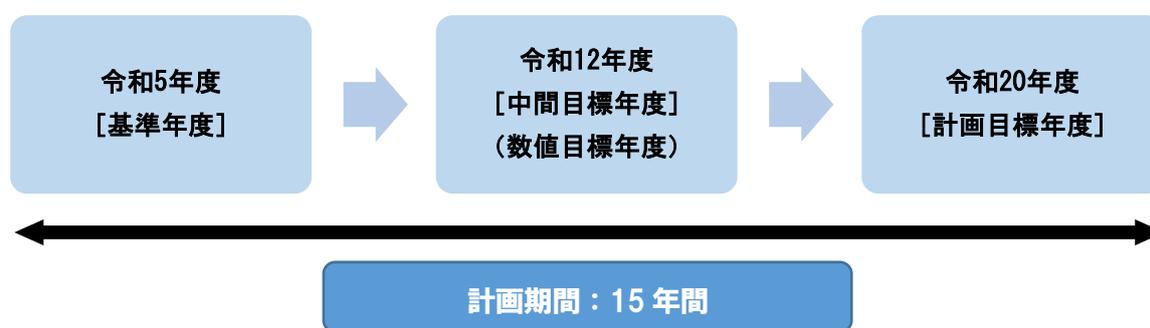
江津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

第二節 計画の期間

本市で運用している一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成 17 年度に策定し、平成 28 年度に 2 回目の見直し計画を策定しています。なお、前計画では数値目標年度を令和 3 年度、計画目標年度を令和 8 年度に設定し、計画の達成状況、進捗状況を確認することとしています。

本計画では、環境・廃棄物行政に関する社会情勢の変化や関連法律の制定、脱炭素化社会や SDGs に関する取り組みに対する方針検討など、前計画の内容を大幅に変更することが見込まれることから、令和 5 年度を初年度として、令和 20 年度を計画目標年度とする 15 ヶ年の新たな計画として策定を行うものです。

◆図表 1-2 本計画の期間



第三節 計画の対象

1 計画対象区域

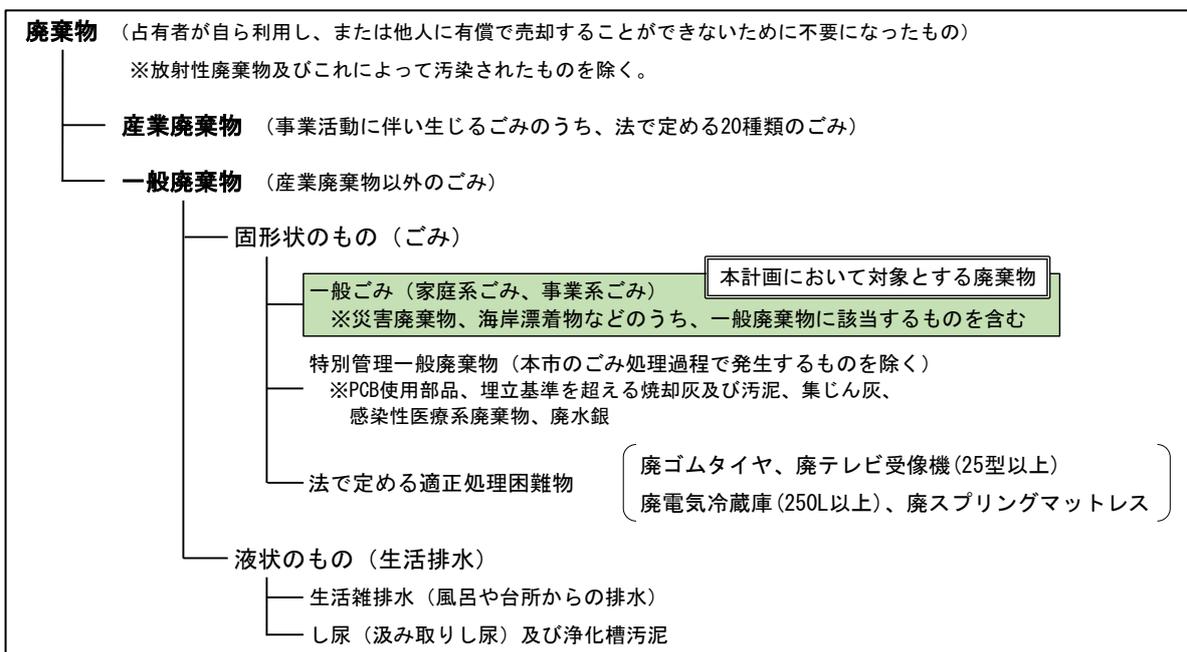
本計画における計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

2 計画対象の廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、図表 1-3 に示すとおりとします。

なお、本市（行政）による処理・処分が困難であるものは処理対象外と位置づけ、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3 本計画の対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区分	取り扱い
PCB使用部品	本市では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
廃水銀	本市では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	本市では取り扱わない。（本市のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感染性医療系廃棄物	本市では取り扱わず専門業者に引き渡すこととする。ただし、在宅医療廃棄物のうち、透析用パック・チューブなど非鋭利かつ感染性のないものが洗浄されて排出された場合は可燃ごみとして取り扱うものとする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、許可業者への引き渡し、指定場所への持ち込み、及び販売店引取りとする。
パソコン	製造者等の引取りとする。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・油の入った容器、ガスボンベ、消火器、ペンキ ・自動車・バイク部品、タイヤ、ホイール、バッテリー ・農機具、農薬・劇薬、農業用シート、ビニールハウス ・ブロック、コンクリート、ボード・スレート、建築廃材、瓦、灰、汚泥 ・ボイラー、風呂釜、耐火金庫、ドラム缶

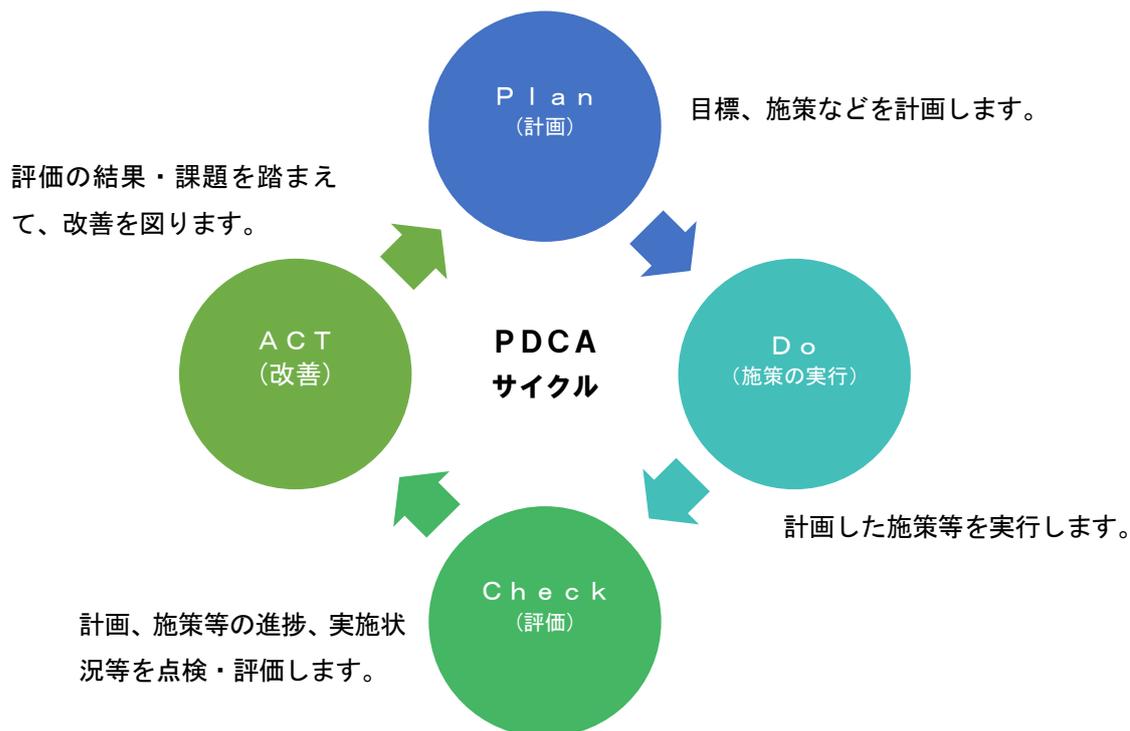
第四節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画を計画的に実施していくためには、取組の状況や、目標の達成状況など定期的に確認・評価し、その結果を踏まえて、必要に応じた追加施策等を講じていくことが必要となります。

継続的な進行管理を行うためPDCAサイクルの仕組みを用いて管理していくものとします。

◆図表 1-5 PDCAサイクルによる進行管理



2 計画の進行管理体制

本計画の進行管理を推進していくため、必要に応じて、「江津市廃棄物減量等推進審議会」に報告を行い、意見を求めるものとします。

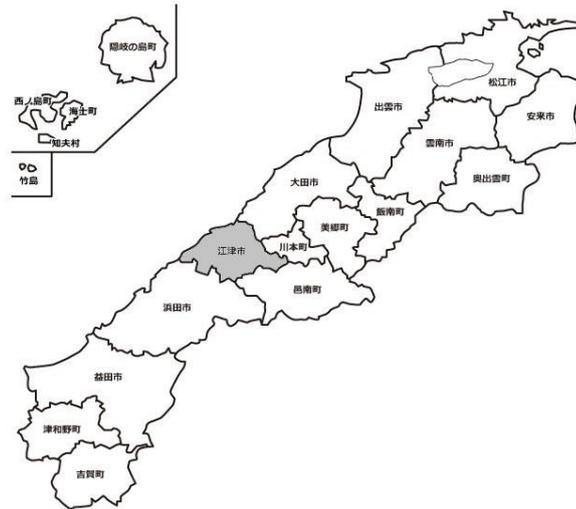
また、ごみ処理及び清掃等に関する事業、ごみの減量化、資源化等に関する事業についても、「江津市環境審議会」、「江津市衛生組合協議会」を通じて意見交換を図っていくものとします。

第二章 江津市の地域特性

第一節 江津市の位置

本市は、島根県のほぼ中部に位置し、西部は浜田市、南部は邑南町、東部は大田市及び川本町に接しています。総面積は268.24 km²で、島根県の総面積の4.0%を占めています。

◆図表 2-1 本市の位置

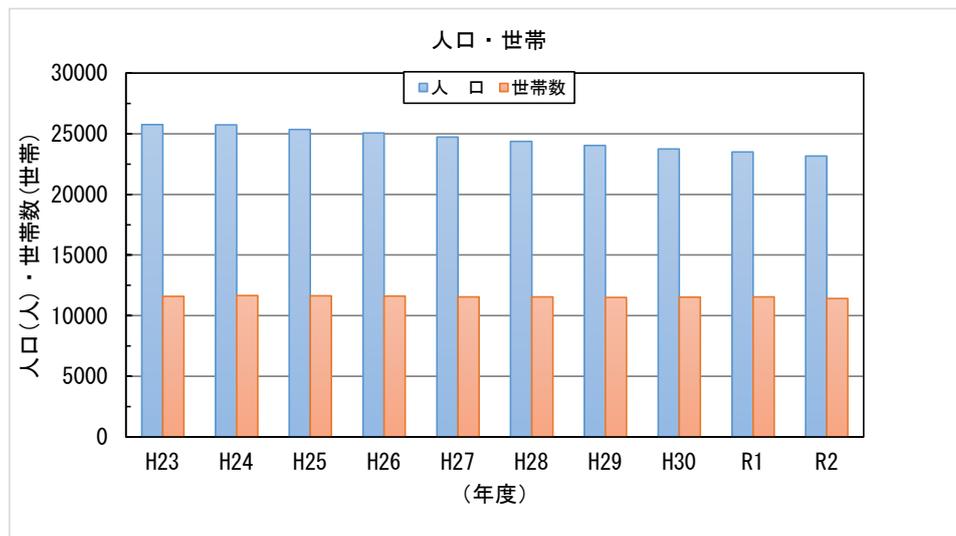


第二節 江津市の主要指標

1 人口及び世帯数

本市の近年の人口及び世帯数の推移は、図表 2-2 に示すとおり、人口及び世帯数ともに年々減少する傾向となっています。令和2年度では、行政区域内処理人口は23,160人、世帯数は11,406世帯となっています。

◆図表 2-2 行政区域内処理人口・世帯数の推移



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省) (行政区域内処理総人口)
資料：島根県住民基本台帳年報 (世帯数)

2 気 候

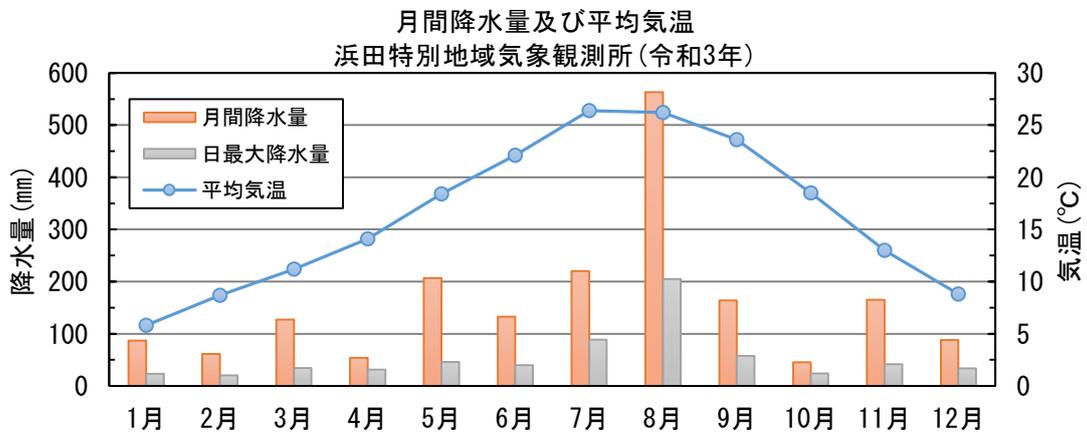
本市は、日本海気候に属する島根県内にあり、臨海部では暖流の影響で平均気温が16℃程度と温暖な気候となっています。また、沿岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪もある多様な気候を併せ持っています。

年間降水量は平均1,700mm程度となっており、近年豪雨災害が発生する規模の大雨も確認されるようになっています。

◆図表 2-3 令和3年の月別降水量及び月平均気温（浜田特別地域気象観測所）

年次	気温(℃)			湿度(%)	降水量(mm)		日照時間(h)	積雪日数
	平均	最高	最低	平均	合計	日最大		
H23	15.6	36.1	-4.3	70	1571.5	153.0	1647.8	46
H24	15.5	36.8	-4.0	69	1349.5	75.0	1681.7	38
H25	16.0	34.5	-2.6	68	2134.5	253.5	1793.8	28
H26	15.3	34.7	-0.9	73	1626.5	64.5	1769.7	32
H27	15.7	34.1	-2.4	75	1568.0	64.0	1821.6	53
H28	16.4	34.4	-5.0	76	1940.0	106.5	1753.0	35
H29	15.9	38.5	-0.7	72	1656.5	90.0	1956.5	40
H30	16.0	37.7	-3.5	73	1969.0	119.5	1957.2	51
R1	16.4	35.5	1.0	73	1353.5	87.5	1888.9	26
R2	16.3	37.3	0.0	73	1867.5	162.5	1871.2	10
R3	16.4	34.2	-4.1	73	1914.0	205.0	1895.1	30
1月	5.8	17.5	-4.1	68	87.0	23.5	74.4	14
2月	8.7	20.3	-2.1	64	61.0	20.5	145.8	8
3月	11.2	23.9	1.3	72	127.5	34.0	181.6	1
4月	14.1	27.3	1.6	66	54.0	31.0	222.8	0
5月	18.4	29.4	8.5	76	207.0	46.0	170.6	0
6月	22.1	30.5	14.2	79	132.5	40.0	189.5	0
7月	26.4	32.3	21.9	81	220.0	88.5	220.6	0
8月	26.2	34.2	20.7	83	563.0	205.0	152.9	0
9月	23.6	31.7	16.9	82	164.0	57.5	129.2	0
10月	18.5	30.4	9.3	74	45.0	24.0	209.2	0
11月	13.0	22.2	4.1	70	165.0	41.5	119.1	0
12月	8.8	17.7	-0.8	65	88.0	33.5	79.4	8

出典：気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp>) 各種データ・資料 浜田



出典：気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp>) 各種データ・資料 浜田

3 産業

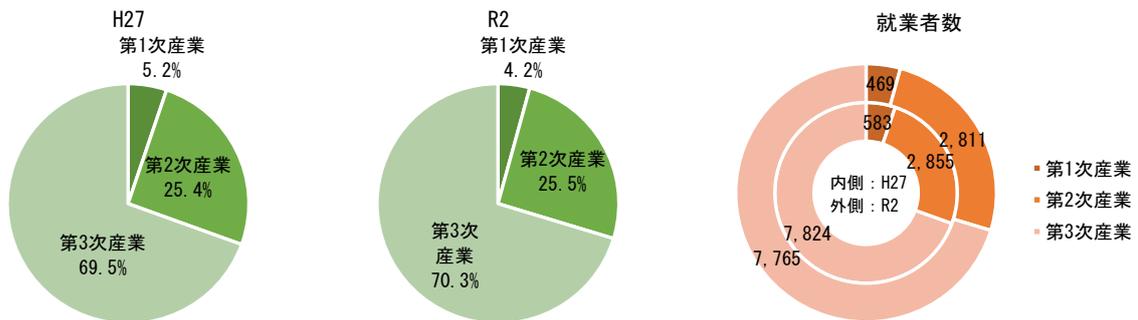
本市における令和2年10月1日現在の産業別就業者数は、11,045人となっており、3部門別では第1次産業は469人、第2次産業は2,811人、第3次産業は7,765人となっています。

大分類別にみると、医療・福祉が2,156人(19.5%)、次いで製造業が1,744人(15.8%)、卸売業・小売業が1,613人(14.6%)となっています。

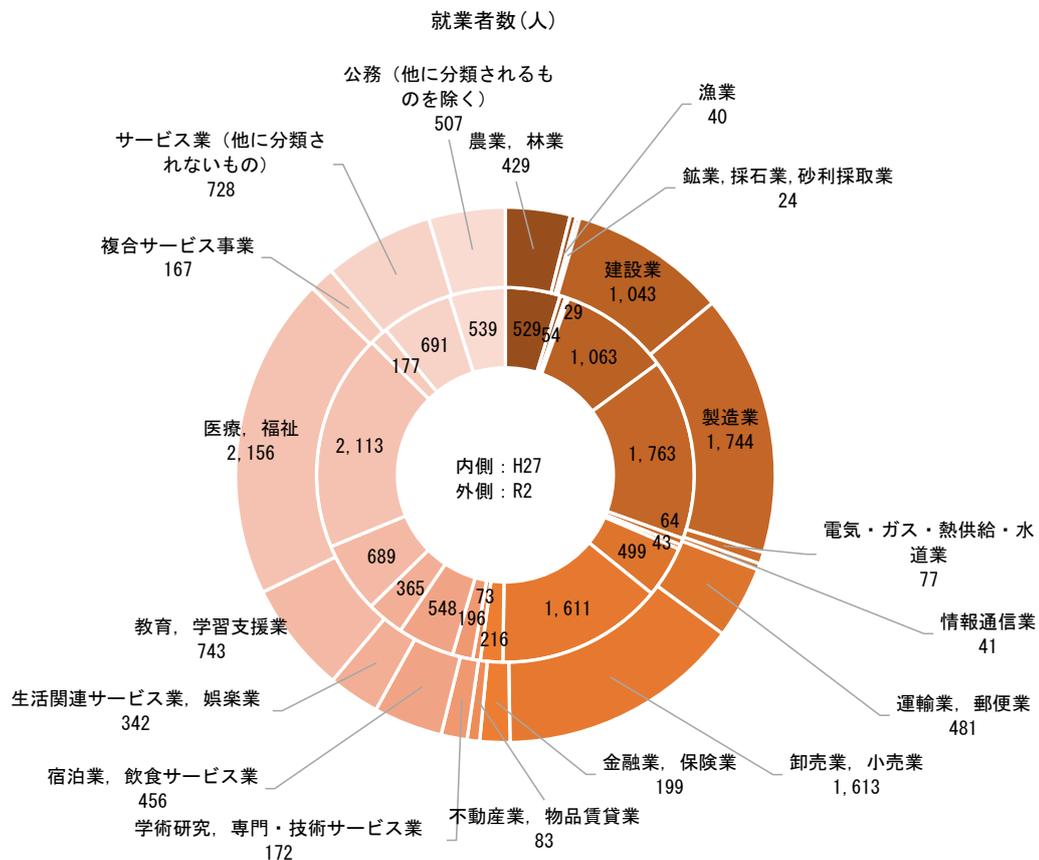
平成27年と令和2年の変化をみると、第1次産業では顕著な減少がみられ、第2次産業及び第3次産業についても、減少の傾向となっています。

◆図表 2-4 産業別就業者数割合

《産業3部門別就業者割合》



《産業大分類別就業者数》



資料：「国勢調査」(総務省統計局)

第三章 ごみ処理の現状と課題

第一節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別と収集運搬

本市のごみ分別区分及び排出方法と収集頻度は図表 3-1 に示すとおりです。

ごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種で、さらに可燃ごみを2区分、不燃ごみを2区分、資源ごみを4種11区分としています。可燃ごみ及び不燃ごみについては指定袋制度、粗大ごみはごみ券を採用し、収集運搬は委託方式により行っています。

◆図表 3-1 ごみの分別区分・排出方法と収集頻度

分別区分(種類)		分別方法と手数料	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	①燃やせるごみ	指定袋に入れて出す 大(45L)：1枚45円 中(30L)：1枚30円 小(15L)：1枚15円	2回/週	ステーション方式
	②燃やせるごみの粗大ごみ	ごみ券(100円)を貼って出す	1回/月	
不燃ごみ	③燃やせないごみ ・金属類 ・有害ごみ(電池類、蛍光灯、電球など) ・ガラス、陶器類	指定袋に入れて出す 大(45L)：1枚45円 中(30L)：1枚30円 小(15L)：1枚15円	1回/月	ステーション方式
	④燃やせないごみの粗大ごみ	ごみ券(100円)を貼って出す	1回/月	
資源ごみ	紙類 ⑤新聞紙 ⑥雑誌、紙箱、厚紙 ⑦チラシ ⑧飲料用紙パック ⑨段ボール	紙ひもで結んで出す 無料	1回/月	ステーション方式及び拠点回収(1箇所)
	プラスチック類 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール、白色トレイ ⑫その他プラスチック製容器包装	回収容器に入れる 無料		
	びん類 ⑬生きびん(リターナブルびん) ⑭雑びん(無色、茶色、その他の色)	回収容器に入れる 無料		
	缶類 ⑮アルミ缶、スチール缶	回収容器に入れる 無料		
直接搬入	燃やせるごみ	分別方法はステーション方式と同様 一般家庭：50円/10kg 事業者：101円/10kg	随時	自己搬入又は許可業者による
	燃やせないごみ	分別方法はステーション方式と同様 550円/100kg		
	資源ごみ	分別方法はステーション方式と同様 無料		

2 ごみ排出量

本市における令和2年度のごみ排出量は約7.5千t（収集ごみ：約5.9千t、直接搬入ごみ：約1.6千t）、1人1日当たり排出量は約891gとなっています。

収集ごみは、平成23年度から6.3～6.5千tで推移したのち、平成30年度以降は減少傾向となっています。直接搬入ごみは、平成23年度以降約1.1～1.6千tで推移しています。

市民1人1日平均排出量でみると、令和2年度では891gとなっており、全国約901g、島根県約946gと比較して少ない排出量となっています。

ここ数年の1人1日当たり排出量は、全国ではわずかに減少傾向、島根県では概ね横ばい、本市では増加傾向の状況となっています。

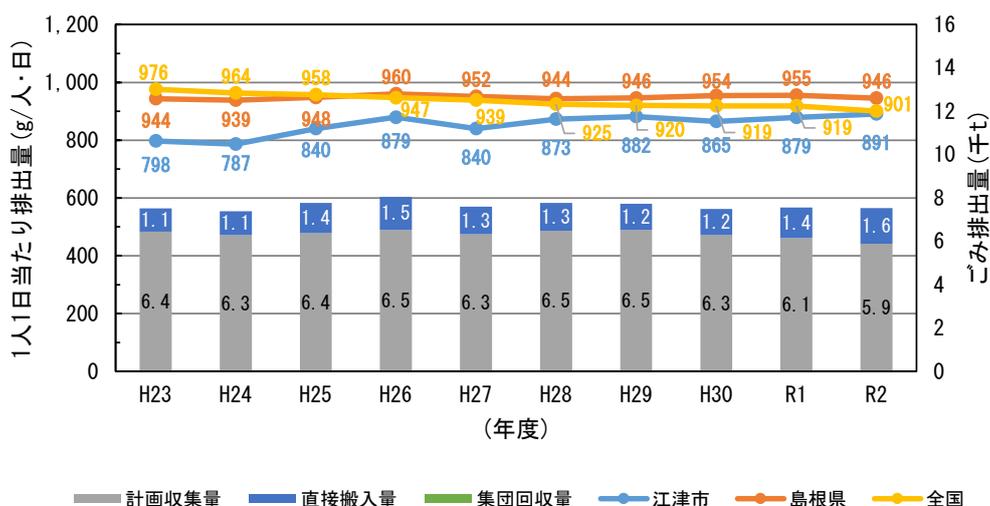
◆図表 3-2 ごみ排出量の実績

単位：t

収集別/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
収集ごみ合計	可燃ごみ	4,805	4,735	4,852	4,991	4,943	5,109	5,114	5,191	5,181	4,956
	不燃ごみ	654	686	702	734	589	460	505	290	240	255
	資源ごみ	982	861	828	805	792	920	903	809	728	675
直接搬入ごみ合計	1,079	1,107	1,394	1,517	1,281	1,278	1,215	1,208	1,412	1,644	
ごみ排出量 計	7,520	7,389	7,776	8,047	7,605	7,767	7,737	7,498	7,561	7,530	
自家処理量	38	38	38	0	1	1	1	1	1	1	
ごみ発生量 合計	7,558	7,427	7,814	8,047	7,606	7,768	7,738	7,499	7,562	7,531	

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）
「本市資料(事業系直接搬入量データ）」（江津市）

◆図表 3-3 ごみ排出量の推移



3 ごみの性状

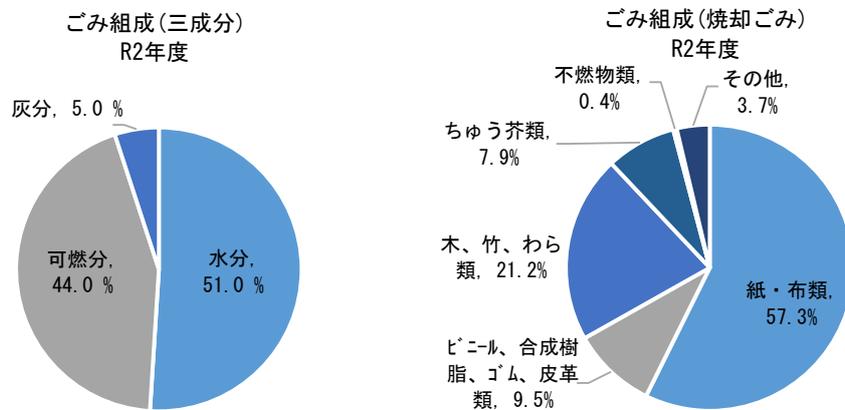
本市において排出されるごみの性状は図表 3-4～3-6 に示すとおりです。

《可燃ごみ》

可燃ごみの性状は、浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンターのごみ質調査結果であり、浜田市のごみを含めた組合管内の可燃ごみの性状となっています。

令和 2 年度における可燃ごみ中に占める可燃分は 44.0%、水分が 51.0%、灰分は 5.0%、可燃分の種類組成は紙・布類が 57.3%と割合を最も占めており、次いで、木、竹、わら類が 21.2%となっています。

◆図表 3-4 可燃ごみの性状

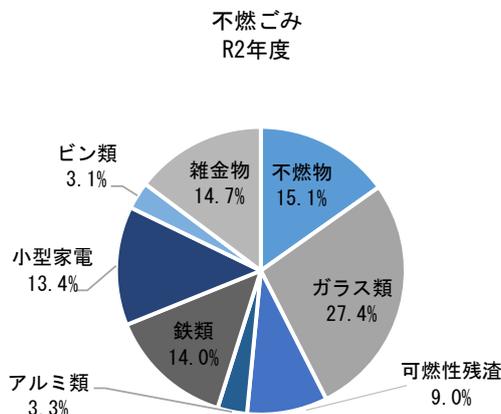


資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

《不燃ごみ》

令和 2 年度における不燃ごみの組成は、ガラス類が 27.4%と最も割合を占め、次いで不燃物が 15.1%、可燃性残渣が 9.0%となっており、これらで不燃ごみの約 52%を占めています。また、鉄、アルミ、雑金物の金属類や小型家電は資源物とし、ガラス類中のリサイクル可能なビン類はピックアップした後、資源ごみとして処理しています。

◆図表 3-5 不燃ごみの性状

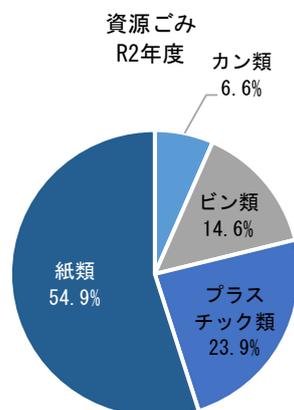


資料：「不燃ごみ処理実績年報(島の星クリーンセンター)」(本市)

《資源ごみ》

令和2年度における資源ごみの組成は、紙類が54.9%と割合を最も占めており、次いで、プラスチック類が23.9%、ビン類が14.6%、カン類が6.6%となっています。

◆図表 3-6 資源ごみの性状



資料：「分別ごみ搬入実績年報（江の川リサイクルセンター）」（本市）

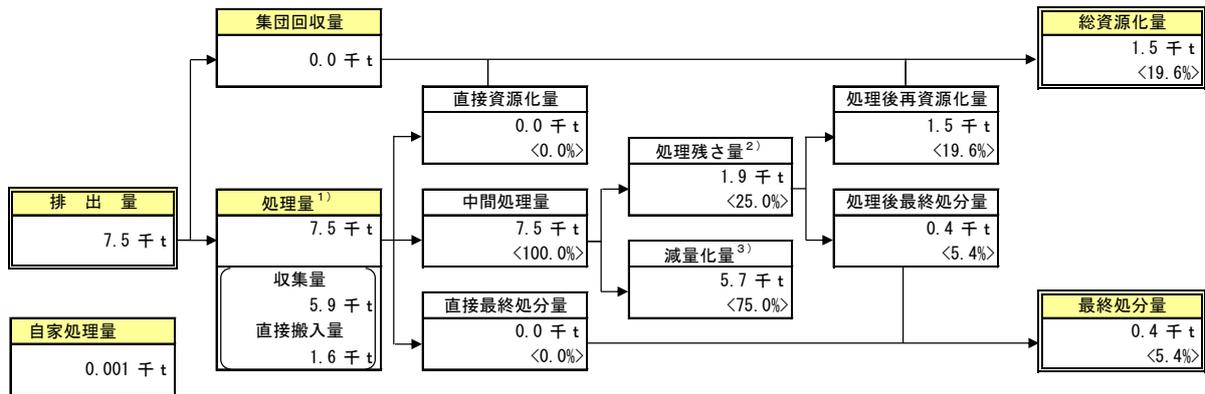
4 再資源化と最終処分

本市における再資源化と最終処分の状況（令和2年度）は図表3-7に示すとおりです。

本市で排出される廃棄物は、可燃ごみは浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンター、不燃ごみは島の星クリーンセンター、資源ごみは江の川リサイクルセンターにおいて、中間処理され、資源物は再資源化、処理残渣は最終処分されています。

本市における令和2年度のごみ排出量は、約7.5千tとなっており、焼却、破砕等の中間処理を経て、約5.7千t（約75.0%）を減量化し、約1.5千t（約19.6%）が再資源化、約0.4千t（5.4%）が最終処分されている状況です。

◆図表 3-7 再資源化と最終処分の状況（令和2年度）



注1) 処理量=収集量+直接搬入量

注2) 処理残さ量=処理後資源化量+処理後最終処分量

注3) 減量化量=中間処理量-処理残さ量

※数値は、四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

※< >内は排出量に占める割合を示す。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

(1) 再資源化量

本市における再資源化の状況は、図表 3-8 及び 3-9 に示すとおりです。

令和 2 年度の再資源化量は 1,476t となっており、平成 23 年度以降の再資源化量は変動しているものの減少傾向の状況となっています。また、再生利用率は 19.6% となっており、概ね 20% 前後で推移している状況となっています。

なお、令和 2 年度の全国及び島根県の再生利用率とも、いずれも 20% 程度と同程度の水準となっています。

◆図表 3-8 再資源化量の実績

単位：t

種別/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙類	657	525	543	541	530	585	552	504	448	396
新聞	254	205	220	213	202	211	184	163	140	124
雑誌	253	167	167	165	159	178	180	166	149	131
段ボール	150	153	157	163	169	196	188	176	159	141
紙パック	6	6	5	5	6	7	7	6	6	6
飲料用紙パック	6	6	5	5	6	7	7	6	6	6
金属類	267	280	324	315	278	316	233	284	280	320
カン	59	58	53	51	47	51	50	50	49	48
資源化アルミ	24	21	25	26	23	23	20	11	15	15
資源化鉄	116	128	156	126	119	126	103	96	73	64
資源化処理不適物	0	0	0	0	0	0	0	0	40	61
資源化雑金物	18	27	44	59	39	65	25	54	39	67
資源化分メタル	49	46	46	53	49	51	35	72	64	65
ガラス類	139	132	124	127	123	124	125	134	132	121
ビン（無色）	58	50	47	47	46	46	49	48	43	41
ビン（茶色）	57	54	51	49	49	49	47	46	40	38
ビン（その他）	15	18	16	21	19	20	21	22	20	21
ビン（生きビン）	9	10	10	9	9	8	8	8	7	7
資源化ガラス類	-	-	-	-	-	-	-	11	22	14
ペットボトル	44	56	44	42	43	60	62	63	59	57
ペットボトル	44	56	44	42	43	60	62	63	59	57
容器包装プラスチック	154	159	127	121	126	155	166	123	110	107
その他プラ	154	159	127	121	126	156	166	123	110	107
プラスチック類	15	11	9	9	9	14	12	11	11	11
発泡スチロール	15	11	9	9	9	14	12	11	11	11
溶融スラグ	407	395	424	423	405	447	416	510	451	458
資源化分スラグ	407	395	424	423	405	447	416	510	451	458
合計	1,689	1,564	1,600	1,583	1,520	1,708	1,573	1,635	1,497	1,476

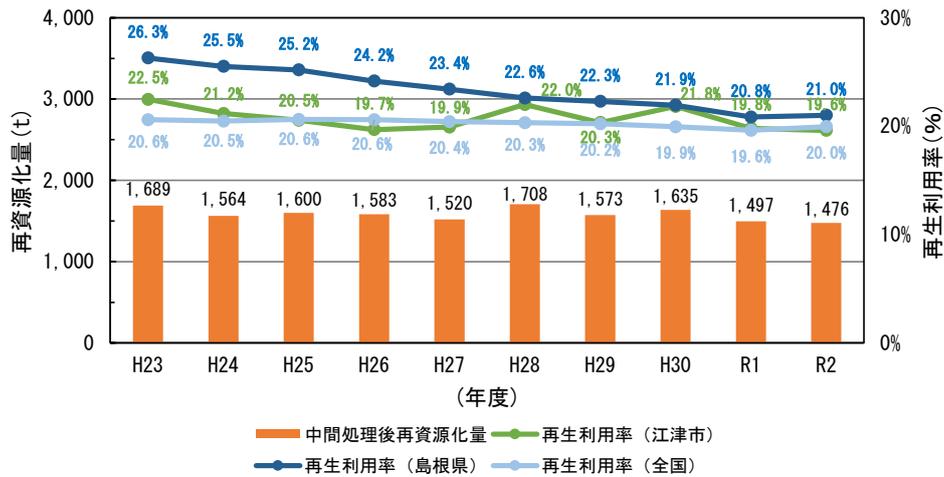
資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

「不燃ごみ処理実績年報（島の星クリーンセンター）」（本市）

「分別ごみ搬入実績年報（江の川リサイクルセンター）」（本市）

「市町村別詳細 実績（エコクリーンセンター）」（浜田地区広域行政組合）

◆図表 3-9 再資源化量と再生利用率の推移



(2) 最終処分

本市における最終処分の状況は、図表 3-10 及び 3-11 に示すとおりです。

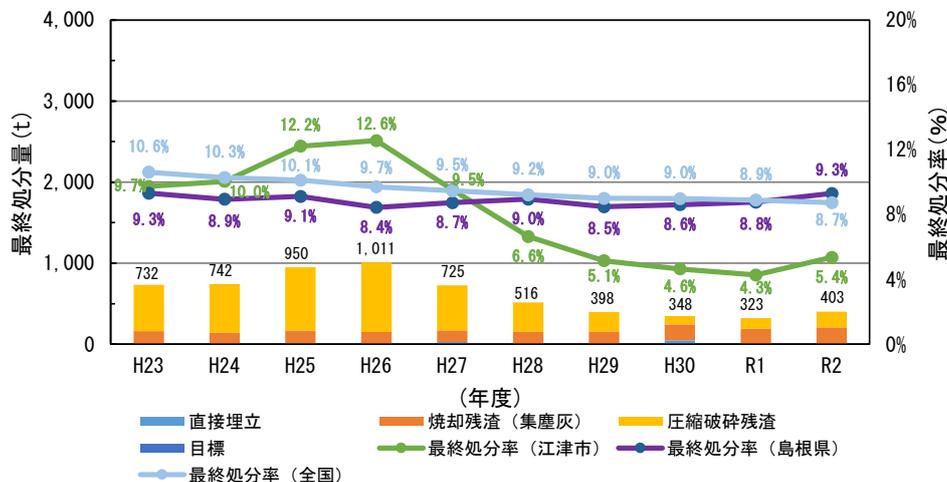
令和 2 年度（R2）の最終処分量は 403t となっており、平成 26 年度（H26）以降の最終処分量は減少の傾向となっています。また、最終処分率は、5.4%で最終処分量の減少に伴い、平成 26 年度をピークに低下している状況にあります。なお、令和 2 年度の全国及び島根県の最終処分率と比較して、より低い水準となっています。

◆図表 3-10 最終処分量の実績

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
直接埋立	0	0	12	0	28	0	3	48	0	0
焼却残渣（集塵灰）	161	144	156	151	144	156	153	196	191	209
圧縮破碎残渣	571	598	782	860	553	360	242	104	132	194
最終処分量	732	742	950	1,011	725	516	398	348	323	403

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

◆図表 3-11 最終処分量と最終処分率の推移



5 ごみ処理の体制

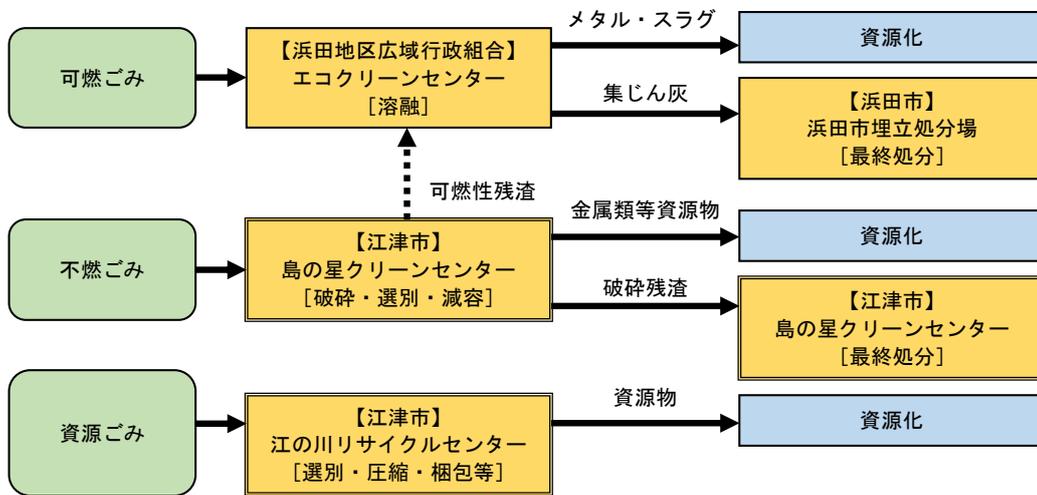
本市におけるごみ処理の流れは図表 3-12、処理施設等の概要は図表 3-13 及び 3-14 に示すとおりです。

本市で排出される可燃ごみについては、広域処理を行うため、浜田地区広域行政組合のエコクリーンセンターにおいて処理しており、処理残渣のうち、集じん灰は浜田市が管理する最終処分場にて埋立処分を行い、また処理残渣のスラグ、メタルは、回収後資源化しています。

不燃ごみは、島の星クリーンセンターにおいて、破碎・選別・減容処理を行い、資源物回収後の処理破碎残渣等は同施設の最終処分場にて埋立処分しています。

資源ごみは、江の川リサイクルセンターにおいて、選別・圧縮・梱包処理を行い、資源化業者へ引き渡しています。

◆図表 3-12 ごみ処理の流れ



◆図表 3-13 処理施設等の概要（中間処理施設）

施設種別	焼却施設	粗大ごみ処理施設	資源化等施設
施設名称	エコクリーンセンター	島の星クリーンセンター	江の川リサイクルセンター
設置主体	浜田地区広域行政組合	江津市	江津市
所在地	江津市波子町口321番地1	江津市島の星町288番地13	江津市島の星町288番地13
稼働開始年月	平成18年12月	平成7年4月	平成14年4月
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ	紙類、プラスチック類、びん類、缶類
処理能力	98t/日 (49t/日×2炉)	14t/日 (5h)	スチール缶：0.65t/5h アルミ缶：0.37t/5h びん類：1.01t/5h ペットボトル：0.07t/5h 発砲スチロール：0.1t/5h 段ボール：0.18t/5h その他紙類：0.12t/5h その他プラスチック：0.17t/5h 紙パック：0.1t/5h
処理方式	高温ガス化直接熔融炉 (24時間稼働)	回転式衝撃せん断併用型破碎機	缶類：選別・圧縮・貯留 びん類：手選別・ストックヤード 発砲スチロール：溶解・成形・貯留 ペットボトル、段ボール、その他紙類、その他プラスチック類：圧縮・梱包・貯留 紙パック：梱包・貯留

◆図表 3-14 処理施設等の概要（最終処分場）

施設種別	最終処分場	最終処分場
施設名称	浜田市埋立処分場	島の星クリーンセンター最終処分場
設置主体	浜田市	江津市
所在地	浜田市生湯町920番地	江津市島の星町288番地13
稼働開始年月	平成23年4月	平成7年4月 平成29年4月：嵩上げ
処理対象物	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、不燃ごみ、その他、焼却残渣（飛灰）、溶融スラグ、破碎ごみ・処理残渣	破碎ごみ・処理残渣
埋立容量	61,900m ³	53,000m ³
埋立方式	サンドイッチ方式	セル方式

6 ごみ処理経費

本市におけるごみ処理に係る経費は、図表 3-15 及び 3-16 に示すとおりです。

ごみ処理に係る経費は、施設整備を実施した平成 25、27、28 年に発生した建設改良費を除くと、平成 26 年度以降減少傾向となっており、令和 2 年度は 281,248 千円となっています。

近年の市民 1 人当たりごみ処理経費は、平成 23 年度以降横ばいに推移しており、排出ごみ 1t 当たりごみ処理経費は微減傾向となっています。

なお、本市の単位当たりのごみ処理経費は、令和 2 年度は市民 1 人当たり約 12,100 円、排出ごみ 1t 当たり約 37,400 円となっており、全国及び島根県と比較して、低い水準となっています。

◆図表 3-15 ごみ処理経費

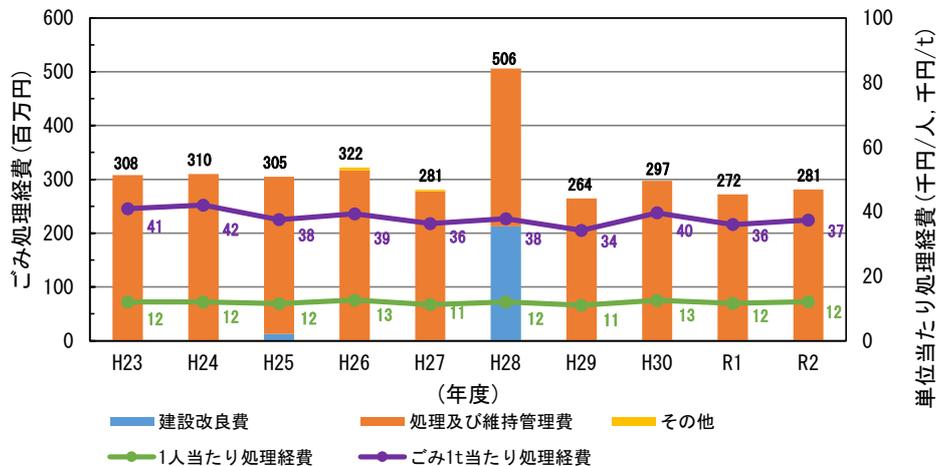
費目 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
建設改良費	本市 (千円)	0	0	13,147	0	1,238	212,602	0	0	0	0
	組合分担金 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (千円)	0	0	13,147	0	1,238	212,602	0	0	0	0
処理及び維持管理費	本市 (千円)	133,989	142,657	129,932	156,237	119,666	128,900	101,940	132,595	106,872	108,777
	組合分担金 (千円)	173,908	167,408	161,821	160,335	156,541	164,705	162,381	164,672	164,983	172,471
	計 (千円)	307,897	310,065	291,753	316,572	276,207	293,605	264,321	297,267	271,855	281,248
その他経費	計 (千円)	0	0	0	5,314	3,375	0	0	0	0	0
ごみ処理経費 合計 (千円)		307,897	310,065	304,900	321,886	280,820	506,207	264,321	297,267	271,855	281,248
1人当たりごみ処理経費	江津市 (円/人)	12,000	12,000	11,500	12,600	11,200	12,000	11,000	12,500	11,600	12,100
	島根県 (円/人)	14,400	14,700	14,900	15,300	15,500	16,500	17,800	16,800	18,100	19,600
	全国 (円/人)	13,500	13,300	13,400	13,700	13,800	13,800	13,800	14,000	14,300	14,600
ごみ1t当たり処理経費	江津市 (円/t)	40,900	42,000	37,500	39,300	36,300	37,800	34,200	39,600	36,000	37,400
	島根県 (円/t)	41,700	42,900	43,000	43,600	44,400	48,000	51,600	48,100	51,600	56,800
	全国 (円/t)	37,900	37,700	38,200	39,600	40,100	40,900	41,000	41,800	42,500	44,400

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

※1人当たりごみ処理経費=処理及び維持管理費計/行政区内人口 100円未満四捨五入

※ごみ1t当たりごみ処理経費=処理及び維持管理費計/ごみ総排出量 100円未満四捨五入

◆図表 3-16 ごみ処理費の推移



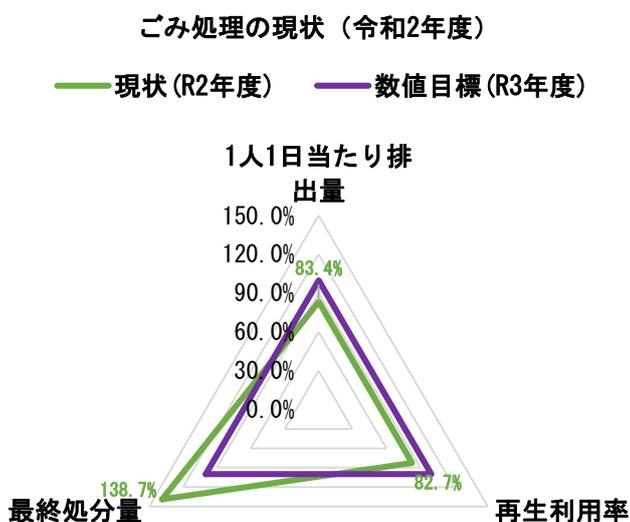
7 ごみ処理の現状

本市では、本計画の前計画（平成 29 年 3 月）において、数値目標年度を令和 3 年度として、ごみ発生量【ごみ 1 人 1 日当たり排出量】、再資源化【再生利用率】、最終処分量の 3 項目について目標値を掲げています。

前計画の目標値に対する現状（令和 2 年度）のごみ処理の進捗状況は図表 3-17 に示すとおりです。

令和 2 年度における各指標の進捗状況は、目標値に対してごみ 1 人 1 日当たり排出量は 83.4%、再生利用率は 82.7%、最終処分量は 138.7%となっており、排出量及び再生利用率は目標の約 8 割程度と目標達成に至っていませんが、最終処分量は目標達成しています。

◆図表 3-17 ごみ処理の現状



項目	現状 (R2)	既計画での目標値 (R3)	目標値に対する進捗率
1人1日当たり排出量	891 (g/人・日)	764 (g/人・日)	83.4%
再生利用率	19.6%	23.7%	82.7%
最終処分量	403 (t)	657 (t)	138.7%

第二節 ごみ処理の課題

① ごみの排出・収集運搬に関する課題

- ・ごみの市民1人1日平均排出量は、全国平均・島根県平均を下回ってはいるものの、近年は増加傾向にあります。一方でごみの年間総排出量については、人口減少等の影響から年々減少傾向にあります。また、最終処分場は容量に限りのある施設であることから、延命化を図り、長く施設を使っていく必要があります。これまで実施してきたごみ発生・排出削減の取組をさらに推進し、一層のごみ発生排出削減及び分別の徹底をする必要があります。
事業系ごみについては、引き続き、排出者の責任における排出・処理の徹底を周知し、事業系ごみの適正化を推進し、産業廃棄物の混入を防止する必要があります。
- ・本市の再生利用率は、概ね20%程度で推移している状況にあります。再資源化量は減少傾向にあります。引き続き3Rを推進するほか、再生利用率を向上させるためには可燃ごみ中の資源物回収が重要となることから、紙類、容器包装プラスチック類等の資源物の分別徹底の周知を図る必要があります。
- ・江津地区、桜江地区において、分別区分、ごみの収集頻度や排出方法は統一されましたが、市民の高齢化に伴うごみ排出困難者の増加によるごみの排出・収集運搬に係る課題がでてくることと予想されるなか、市民のライフスタイルに合わせた利便性の高いごみ処理体制を検討していく必要があります。

② 最終処分に関する課題

- ・不燃物処理残渣を埋立て処分している島の星クリーンセンターは、平成28年度嵩上げ工事（1段目）と浸出水処理施設改修工事を実施し、埋立て容量が10,000m³増加し、今後2段目の嵩上げ工事を行うことでさらに10,000m³を増加させることが可能となっています。
今後、新たな施設整備を行うことは極めて困難な状況であることから、更なるリサイクルの推進を図り、できるだけ最終処分場への埋立て処分量を削減し、施設の延命化を図っていく必要があります。また引き続き、現在の施設の長寿命化のための方策について検討していく必要があります。

③ その他の課題

- ごみ処理経費のうち、処理及び維持管理費は、平成 23 年度以降に減少傾向となっておりますが、施設の老朽化による施設整備費の発生など今後新たに経費の増大が考えられるため、ごみ処理の効率化等によってごみ処理経費の削減を図っていく必要があります。
- 本市が安定したごみ処理体制を推進していくにあたり、近年多発している自然災害によって発生する災害ごみについて、適正な処理を行うため、県等の関係機関と連携のうえ、対応策を検討する必要があります。
- 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」において、持続可能な社会の形成に向けての積極的な行動として、食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた取り組みが求められています。そのため、本市においても食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた取り組みを検討していく必要があります。

〈コラム〉食品ロスの現状

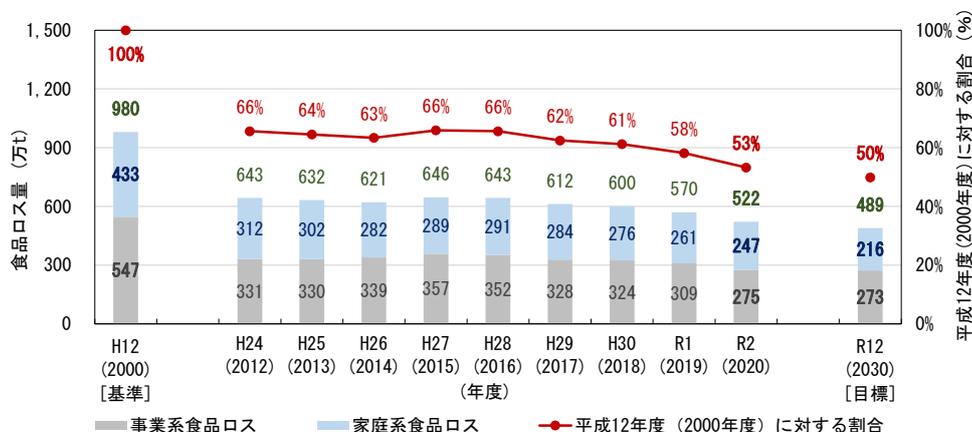
「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指し、日本全体で年間 522 万 t（≒東京ドーム約 4 杯分）、国民 1 人あたりでは 1 日約 113g（≒茶碗 1 杯分のご飯）、年間で約 41kg（≒年間 1 人あたりの米の消費量）とされています（令和 2 年度）。

食品ロスは、各家庭から発生する「家庭系食品ロス」と事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス」に分けることができ、年間 522 万 t のうち家庭系食品ロスは 247 万 t（47%）、事業系食品ロスは 275 万 t（53%）をそれぞれ占めています。国の食品ロス削減目標（令和 12 年度）489 万 t の達成には、令和 2 年度から 33 万 t（対令和 2 年度比-6%）の削減が必要です。特に家庭系食品ロスについては、216 万 t の目標達成に向けて 31 万 t（対令和 2 年度比-13%）の削減を進める必要があります。

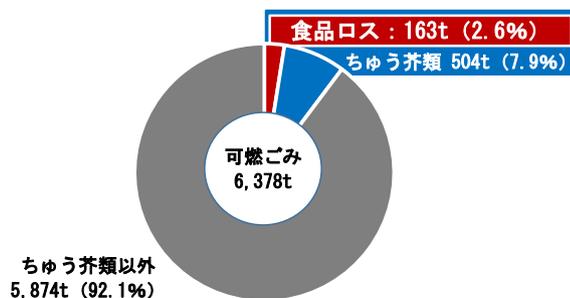
江津市の令和 2 年度における可燃ごみ 6,378 t 中、ちゅう芥類（食品廃棄物）が 504 t（可燃ごみ中 7.9%）を占め、全国の統計データによる試算より食品ロス（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）は約 163 t（可燃ごみ中 2.6%）発生していると推計され、市民 1 人あたりでは 1 日約 19 g と全国平均よりは少ない状況と思われます。

食品ロスを放置すると、大量の食べ物が無駄になるだけでなく、環境悪化や将来的な人口増加による食料危機にも適切に対応できません。また、水分を含む食品は、運搬や焼却の際に二酸化炭素を排出するため、地球温暖化にも繋がっていきます。

持続可能な社会づくりに向けて、さらなる食品ロスの削減が課題となっています。



全国の食品ロス量の実績推移と目標値



江津市の可燃ごみ中の食品ロス量（令和 2 年度推計）

〈コラム〉プラスチックごみの現状

プラスチックごみとは、プラスチックが使用されている廃棄物のことで、例えば、容器や衣類、廃タイヤ、工業製品など生活の幅広い物に使用されています。

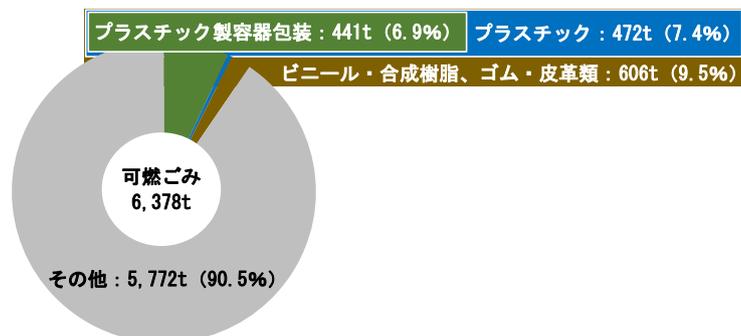
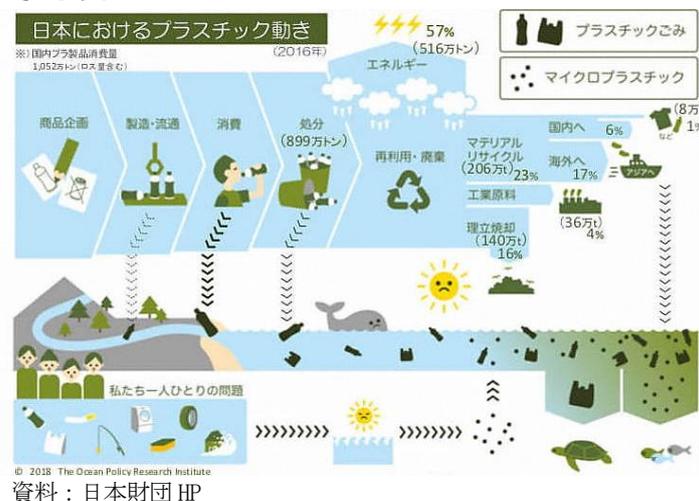
これらプラスチック製品は使いやすい反面、利用後、きちんと処理されず、環境中に流出してしまうことも少なくありません。環境中に流出したプラスチックの大半が、河川などから海へと流れ込むため、最終的に行きつく場所が「海」となります。

現在、こうした大量のプラスチックごみは、魚類、海鳥、アザラシなどの海洋哺乳動物、ウミガメを含む少なくとも約 700 種もの生物が傷つけられたり死んだりして海の生態系に甚大な影響を与えています。蓄積された海のプラスチックごみは、2050 年までに魚の重量を上回るとの予測もあり、こうした影響は今後ますます悪化していく可能性が懸念されています。

国のプラスチック資源循環戦略では、令和 12 年度まで、使い捨てプラスチックを累積 25%削減することやプラスチック製容器包装の 6 割をリユース・リサイクルする等の中間目標を掲げています。

江津市の令和 2 年度における可燃ごみ 6,378 t 中、ビニール・合成樹脂、ゴム・皮革類が約 606t を占めています。そのうち、全国の統計データによる試算よりプラスチックが約 472 t（可燃ごみ中 7.4%）、その中でプラスチック製容器包装は約 441 t（可燃ごみ中 6.9%）を占めているものと推察されます。

持続可能な社会づくりに向けて、プラスチックの 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進することが重要課題となっています。



江津市の可燃ごみ中のプラスチック量及びプラスチック製容器包装量（令和 2 年度推計）

第四章 ごみ処理基本計画

第一節 基本方針

本市では、自然災害の多発、人口減少やそれに伴う経済活動への影響、少子高齢化の進展など、様々な課題が生じており、これらの課題に対し、本市の特性や地域資源を活かしながら、協同のまちづくりをさらに推進し、めざすべき将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な市政運営の指針として、令和2年3月に「第6次江津市総合振興計画」を定めています。

当該計画では、令和2年度(2020年度)を開始年度とする令和11年度(2029年度)までの10ヶ年計画となっており、4つのまちづくりの将来像を見据えて、3つの基本目標、6つの基本方針、総合戦略の柱として4つの重点プロジェクトを設定し、総合的に施策(取組)を推進するとしています。

また、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際指標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」の達成に向けて、当該計画において取り組む施策ごとにSDGsのいずれのゴールに資するものかを明確化しています。

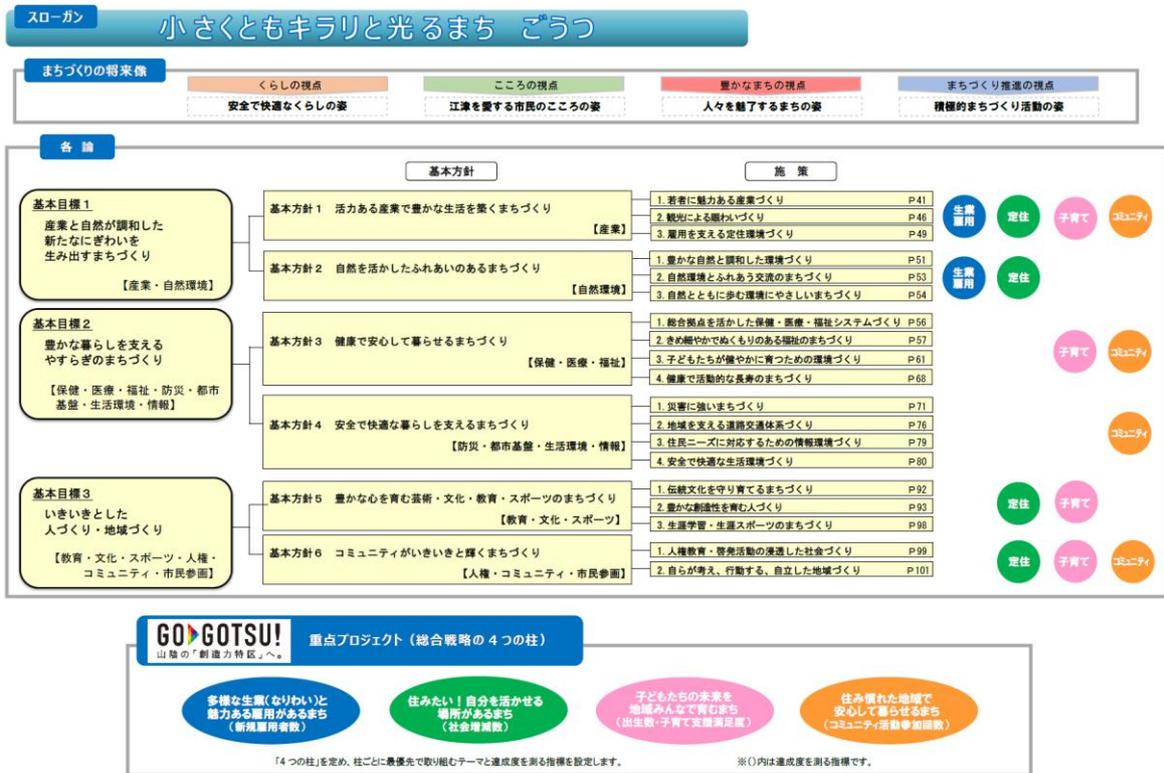
◆図表 4-1 持続可能な開発目標 SDGs における17の目標



資料：国際連合広報センターホームページ

なお、「江津市総合振興計画」は、市民と行政が協働してまちづくりを進めるために、長期的、総合的な施策のあり方を明らかにした計画的な市政経営の指針となっており、計画の施策体系は、図表4-2のとおりとなっています。

◆図表 4-2 江津市総合振興計画における施策体系



資料：「第6次江津市総合振興計画」（令和2年3月 江津市）

また、「江津市総合振興計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として「江津市環境基本計画」があり、目指す環境像に向けて、5つの基本目標を掲げ、環境に係る施策を推進しています。

そのなかの廃棄物関連の施策については、3Rを推進し、ごみの少ない循環型の社会を構築するために、目標を設定し、ごみの発生・排出抑制、再利用等の施策に取り組んでいます。

なお令和5年度より開始予定の「第3次江津市環境基本計画」では、重点施策として、『1. 地球温暖化対策の推進』、『2. 循環型社会構築の推進（適正な生活排水・廃棄物処理）』、『3. 環境学習の推進』の3つを挙げています。

そのなかの『2. 循環型社会構築の推進』の内容は以下のとおりであり、これまでの取組も踏まえ、施策を踏襲します。

■循環型社会構築の推進（適正な生活排水・廃棄物処理）■

- 廃棄物処理については、1人1日当たりごみ排出量や最終処分率は島根県平均や全国平均を下回りましたが、再生利用率は島根県平均や全国平均より低い状況でした。今後はリサイクル量を増加させ、再生利用率を高める「循環型社会の推進」を重点施策のひとつとします。
- 本市において排出される資源ごみは、紙類が最も多く、次いでプラスチック類となっています。これらのリサイクル量を増加させるためには、ごみ分別を徹底し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めていくことが求められます。
- 今後は、資源ごみの分別徹底や可燃ごみ処理残渣のリサイクルなどのマテリアルリサイクルを中心に、循環型社会の構築を推進していきます。

出典：第3次江津市環境基本計画

ごみ処理の基本方針

1. リサイクル（3R）活動の推進

リサイクル施設を有効に稼働させるとともに地元地域に密着した循環型社会システムの構築を目指し、また、3R 運動を進めることによる資源の有効利用とごみの減量化を図る。

2. ごみの分別収集の推進

地域住民の協力のもと、引き続きごみ排出時の分別を徹底し、よりいっそうの資源化を促進する。

3. 環境に配慮したごみの適正処理の推進

環境への負荷低減を図り、地域の環境美化を進めるため、ごみの安全かつ適正な処理を推進する。

基本目標・施策及び直接関係する SDGs の 17 のゴール

基本目標		施策の柱
生活環境	環境にやさしい暮らしをする	1. 環境負荷の低減
		2. 適正な生活排水・廃棄物処理
本計画において対象とする施策		
		
		

出典：第3次江津市環境基本計画

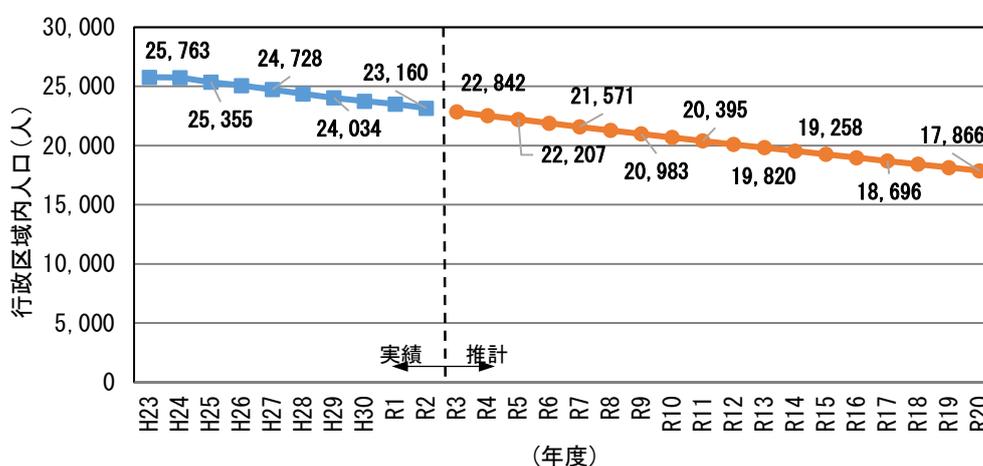
第二節 数値目標

本計画における具体的な数値目標は、ごみ排出削減目標、再資源化目標、最終処分目標について設定するものとしました。なお、数値目標は、計画期間の最終年度の令和 20 年度までの中で、中間年度として位置づけた令和 12 年度に達成することを目標として数値目標を設定し、計画目標年度の令和 20 年度における数値目標は、今後、計画の進捗状況を踏まえたうえで必要に応じて見直すものとします。

1 人口の将来予測

本市の行政区域内人口（処理人口）の推計結果は図表 4-3 に示すとおり、人口は年々減少していくと予想されます。また、目標年度の令和 20 年度の行政区域内人口は、17,866 人となっており、令和 2 年度（23,160 人）と比較して、約 23%減少すると予測されます。

◆図表 4-3 行政区域内人口の将来見込み



※行政区域内人口の実績値は、「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）による。
令和 3 年度以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測値より推計。

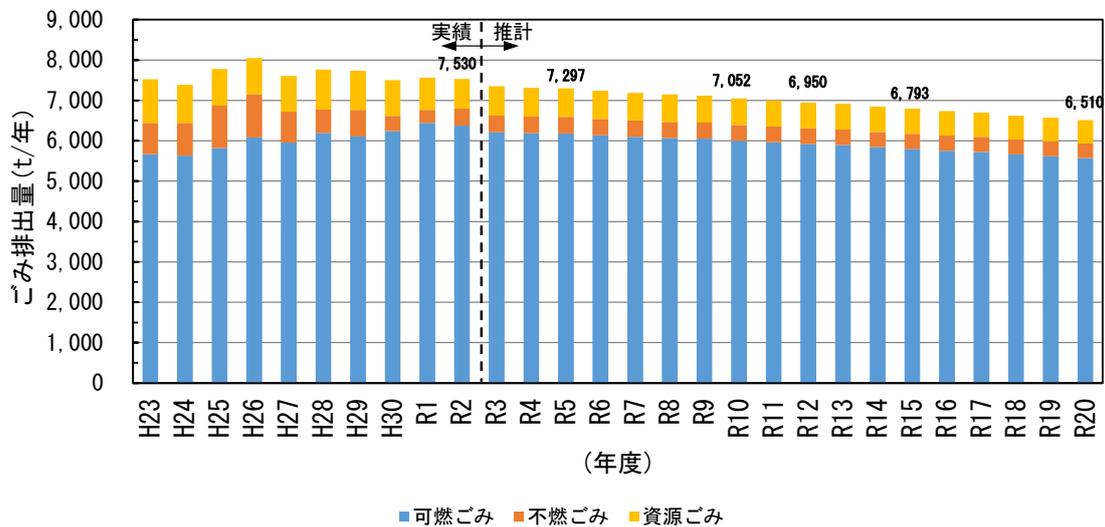
2 ごみ排出量・再資源化量・最終処分量の将来見込み（単純推計）

(1) ごみ排出量

本市のごみ排出量は、現状において約7.5千t程度で変動しながら横ばいで推移していましたが、現在のごみ処理を今後も継続した場合、このまま推移すると中間及び目標年度において、令和2年度比で令和12年度では6,950t（-7.7%）、令和20年度では6,510t（-13.5%）と減少すると予測されます。

◆図表 4-4 ごみ排出量の将来見込み（単純推計）

年度		単位	R2 (基準)	R5	R10	R12 (中間)	R15	R20 (目標)	
総人口		(人)	23,160	22,207	20,689	20,101	19,258	17,866	
ごみ排出量	収集	可燃ごみ	(t/年)	4,956	4,926	4,690	4,593	4,445	4,183
		不燃ごみ	(t/年)	255	245	228	221	212	197
		資源ごみ	(t/年)	675	649	603	586	561	521
		収集ごみ計	(t/年)	5,886	5,820	5,521	5,400	5,219	4,900
	直接搬入	可燃ごみ	(t/年)	1,422	1,255	1,309	1,328	1,353	1,388
		不燃ごみ	(t/年)	165	165	165	165	165	165
		資源ごみ	(t/年)	57	57	57	57	57	57
		直接搬入ごみ計	(t/年)	1,644	1,477	1,531	1,550	1,575	1,610
	合計	可燃ごみ	(t/年)	6,378	6,181	5,999	5,920	5,798	5,571
		不燃ごみ	(t/年)	420	411	393	386	377	362
		資源ごみ	(t/年)	732	706	660	643	618	578
		ごみ排出量	(t/年)	7,530	7,297	7,052	6,950	6,793	6,510
		(g/人・日)	890.8	897.8	933.9	947.2	966.4	998.3	



(2) 再資源化量

本市の再資源化量は、令和 2 年度では 1,476t となっており、現状において変動しているものの概ね減少傾向にあり、現在のごみ処理を今後も継続した場合、このまま推移すると中間及び目標年度において、令和 2 年度比で令和 12 年度では 1,281t (-13.2%)、令和 20 年度では 1,139t (-22.9%) と減少すると予測されます。

また、再生利用率は令和 2 年度比で令和 12 年度では 18.4%、令和 20 年度で 17.5% に低下すると予測されます。

◆図表 4-5 再資源化量の将来見込み（単純推計）

年度	単位	R2 (基準)	R5	R10	R12 (中間)	R15	R20 (目標)	
再資源化量	紙類	(t/年)	396	381	354	344	329	305
	紙パック	(t/年)	6	6	5	5	5	5
	金属類	(t/年)	320	308	286	278	266	247
	ガラス類	(t/年)	121	116	108	105	101	93
	ペットボトル	(t/年)	57	55	51	49	47	44
	容器包装プラスチック	(t/年)	107	103	96	93	89	83
	プラスチック類	(t/年)	11	11	10	10	9	8
	熔融スラグ	(t/年)	458	440	409	398	381	353
	再資源化量 計	(t/年)	1,476	1,419	1,319	1,281	1,227	1,139
	再生利用率	(%)	19.6	19.4	18.7	18.4	18.1	17.5

(3) 最終処分量

本市の最終処分量は、令和 2 年度では 403t となっています。平成 26 年度以降大きく減少したのち、横ばいに推移している傾向となっており、現在のごみ処理を今後も継続した場合、このまま推移すると中間及び目標年度において、令和 2 年度比で令和 12 年度では 327t (-18.9%)、令和 20 年度では 301t (-25.3%) と減少すると予測されます。

また、最終処分率は令和 2 年度比で令和 12 年度では 4.7%、令和 20 年度で 4.6% に低下すると予測されます。

◆図表 4-6 最終処分量の将来見込み（単純推計）

年度	単位	R2 (基準)	R5	R10	R12 (中間)	R15	R20 (目標)
最終処分量	直接埋立	(t/年)	0	0	0	0	0
	焼却残渣（集じん灰）	(t/年)	209	210	209	209	209
	圧縮破碎残渣	(t/年)	194	163	128	118	107
	最終処分量 計	(t/年)	403	372	337	327	316
	最終処分率	(%)	5.4	5.1	4.8	4.7	4.6

3 ごみ排出量・再資源化量・最終処分量の目標の設定

本計画におけるごみの排出削減目標等は、本計画の上位計画・関連計画、本市及び広域処理における実態などを比較検討したうえで、各種施策における削減効果を検証し、目標設定しています。

上位計画・関連計画における目標値と本計画における目標値の比較は、図表 4-7 に示すとおりです。

◆図表 4-7 上位計画・関連計画における目標値と本計画の目標値との比較

項目	国・地方自治体	基準年度	実績値	目標年度-1	目標値-1	目標年度-2	目標値-2	目標年度-3	目標値-3	備考
ごみ排出量	国 ¹⁾	平成30年度	42,716 千t/年	令和7年度	38,000 千t/年					R7 : -11% (-1.6%/年)
	島根県 ²⁾	平成30年度	239 千t/年	令和7年度	215 千t/年					R7 : -10% (-1.4%/年)
	浜田市 ³⁾	令和元年度	19,430 t/年	令和7年度	17,455 t/年	令和12年度	15,916 t/年			R12 : -18% (-1.6%/年)
	江津市(本計画)	令和2年度	7,530 t/年	令和7年度	6,772 t/年	令和12年度	6,274 t/年	令和20年度	5,480 t/年	R12 : -17% (-1.7%/年)
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	国 ¹⁾	平成30年度	918	令和7年度	850					R7 : -7.4% (-1.1%/年)
	島根県 ²⁾	平成30年度	954	令和7年度	917					R7 : -3.9% (-0.55%/年)
	浜田市 ³⁾	令和元年度	977.1	令和7年度	956.9	令和12年度	938.3			R12 : -4.0% (-0.36%/年)
	江津市(本計画)	令和2年度	890.8	令和7年度	860.1	令和12年度	855.2	令和20年度	840.4	R12 : -4.0% (-0.40%/年)
再生利用率	国 ¹⁾	平成30年度	20.0 %	令和7年度	28 %					R7 : +8.0% (+1.1%/年)
	島根県 ²⁾	平成30年度	21.9 %	令和7年度	23 %					R7 : +1.1% (+0.16%/年)
	浜田市 ³⁾	令和元年度	20.7 %	令和7年度	21.4 %	令和12年度	22.0 %			R12 : +1.3% (+0.12%/年)
	江津市(本計画)	令和2年度	19.6 %	令和7年度	20.9 %	令和12年度	21.6 %	令和20年度	23.1 %	R12 : +2.0% (+0.20%/年)
最終処分量	国 ¹⁾	平成30年度	3,840 千t/年	令和7年度	3,200 千t/年					R7 : -17% (-2.4%/年)
	島根県 ²⁾	平成30年度	21 千t/年	令和7年度	18 千t/年					R7 : -14% (-2.0%/年)
	浜田市 ³⁾	令和元年度	773 t/年	令和7年度	703 t/年	令和12年度	653 t/年			R12 : -16% (-1.4%/年)
	江津市(本計画)	令和2年度	403 t/年	令和7年度	342 t/年	令和12年度	301 t/年	令和20年度	254 t/年	R12 : -25% (-2.5%/年)

資料 : 1) 国 : 第四次循環型社会形成推進基本計画(閣議決定)平成30年6月

2) 島根県 : 島根県環境総合計画(島根県)令和3年3月

3) 浜田市 : 第3次浜田市一般廃棄物処理基本計画(浜田市)令和3年3月

(1) ごみ排出削減目標

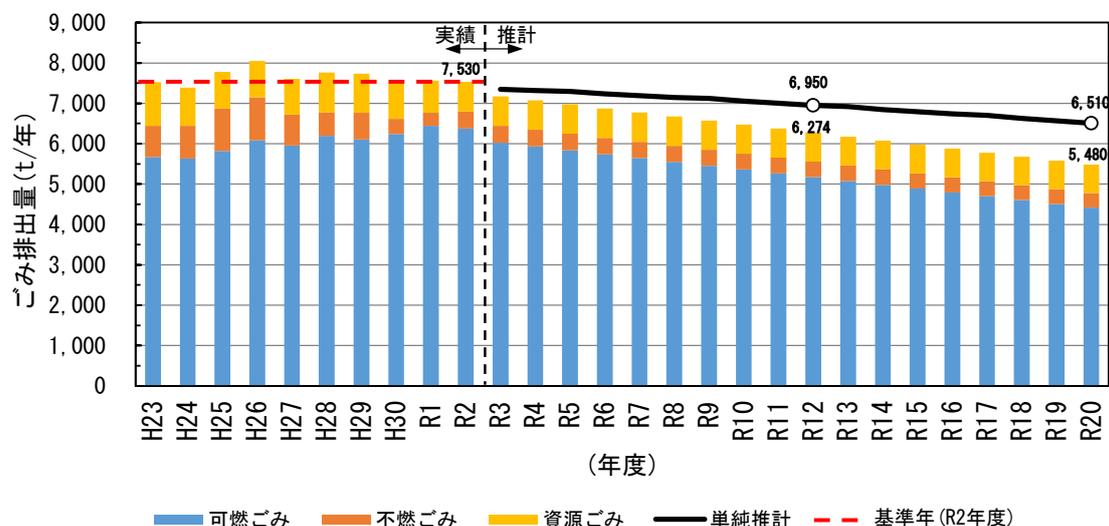
目標達成時のごみ排出量は、図表 4-8 及び図表 4-9 に示すとおり、数値目標年度の令和 12 年度において 6,274t と見込まれ、単純推計に対して 676t (約 10%) 減、基準年度である令和 2 年度に対して 1,256t (約 17%) 減となります。計画目標年度の令和 20 年度においては、5,480t と見込まれ、単純推計に対して 1,030t (約 16%) 減、基準年度である令和 2 年度に対して 2,050t (約 27%) 減となります。

なお、目標を達成するため設定したごみ排出削減のための主な施策は、図表 4-10 に示すとおりです (削減施策の効果及び詳細は巻末資料 3 参照)。

◆図表 4-8 発生・排出削減目標

項目	単位	実績値 基準年度 (R2)	将来見込み			
			数値目標年度【R12】		計画目標年度【R20】	
			単純推計	目標達成時	単純推計	目標達成時
可燃ごみ	(t/年)	6,378	5,920	5,172	5,571	4,416
不燃ごみ	(t/年)	420	386	386	362	362
資源ごみ	(t/年)	732	643	716	578	703
ごみ排出量	(t/年)	7,530	6,950	6,274	6,510	5,480
	(g/人・日)	890.8	947.2	855.2	998.3	840.4

◆図表 4-9 ごみ排出量の将来見込み (目標達成時)



◆図表 4-10 ごみ排出削減のための主な施策

ごみ排出削減のための主な施策
・普及啓発による可燃ごみ排出量 (原単位) の現状維持 (増加抑制)
・食品ロス削減や水切り徹底による可燃ごみ中の厨芥類の削減
・可燃ごみ中のプラスチック類の削減
・可燃ごみ中の紙類の削減

(2) 再資源化目標

本計画における再資源化目標は、図表 4-11 に示すとおり、現状の資源化の取組に加え、分別徹底の推進により可燃ごみからの移行量を見込み、数値目標年度の令和 12 年度において再生利用率を 21.6%、計画目標年度の令和 20 年度において再生利用率を 23.1%とするものとして設定しています。

目標達成後の再生利用率は、令和 12 年度において単純推計の 18.4%に対して 3.2%増、基準年度である令和 2 年度の 19.6%に対しては 2.0%増となります。令和 20 年度においては、単純推計の 17.5%に対して 5.6%増、基準年度である令和 2 年度の 19.6%に対しては 3.5%増となります。

なお、目標を達成するため設定したごみ排出削減のための主な施策は、図表 4-12 に示すとおりです（再資源化施策の効果及び詳細は巻末資料 3 参照）。

◆図表 4-11 再資源化目標

項目	単位	実績値 基準年度 (R2)	将来見込み			
			数値目標年度【R12】		計画目標年度【R20】	
			単純推計	目標達成時	単純推計	目標達成時
ごみ排出量	(t/年)	7,530	6,950	6,274	6,510	5,480
再資源化量	(t/年)	1,476	1,281	1,353	1,139	1,264
再生利用率	(%)	19.6	18.4	21.6	17.5	23.1

◆図表 4-12 再資源化のための主な施策

再資源化のための主な施策
・可燃ごみ中のプラスチック類の資源化の推進
・可燃ごみ中の紙類の資源化の推進

(3) 最終処分目標

本計画における最終処分目標は、図表 4-13 に示すとおり、ここ数年での本市の最終処分量の減少を考慮し、数値目標年度の令和 12 年度において最終処分率を 4.8%、計画目標年度の令和 20 年度において最終処分率を 4.6%と設定しています。

目標達成後の最終処分量は、数値目標年度の令和 12 年度において単純推計の 327t に対して 26 トン（約 8%）減、基準年度である令和 2 年度の 403t に対して 102t（約 25%）減となります。計画目標年度の令和 20 年度においては、単純推計の 301t に対して 47t（約 16%）減、基準年度である令和 2 年度の 403t に対しては 149t（約 37%）減となります。

なお、目標を達成するため設定した最終処分量削減のための主な施策は、図表 4-14 に示すとおりです（削減施策の効果及び詳細は巻末資料 3 参照）。

◆図表 4-13 最終処分量目標

項目	単位	実績値 基準年度 (R2)	将来見込み			
			数値目標年度【R12】		計画目標年度【R20】	
			単純推計	目標達成時	単純推計	目標達成時
ごみ排出量	(t/年)	7,530	6,950	6,274	6,510	5,480
最終処分量	(t/年)	403	327	301	301	254
最終処分率	(%)	5.4	4.7	4.8	4.6	4.6

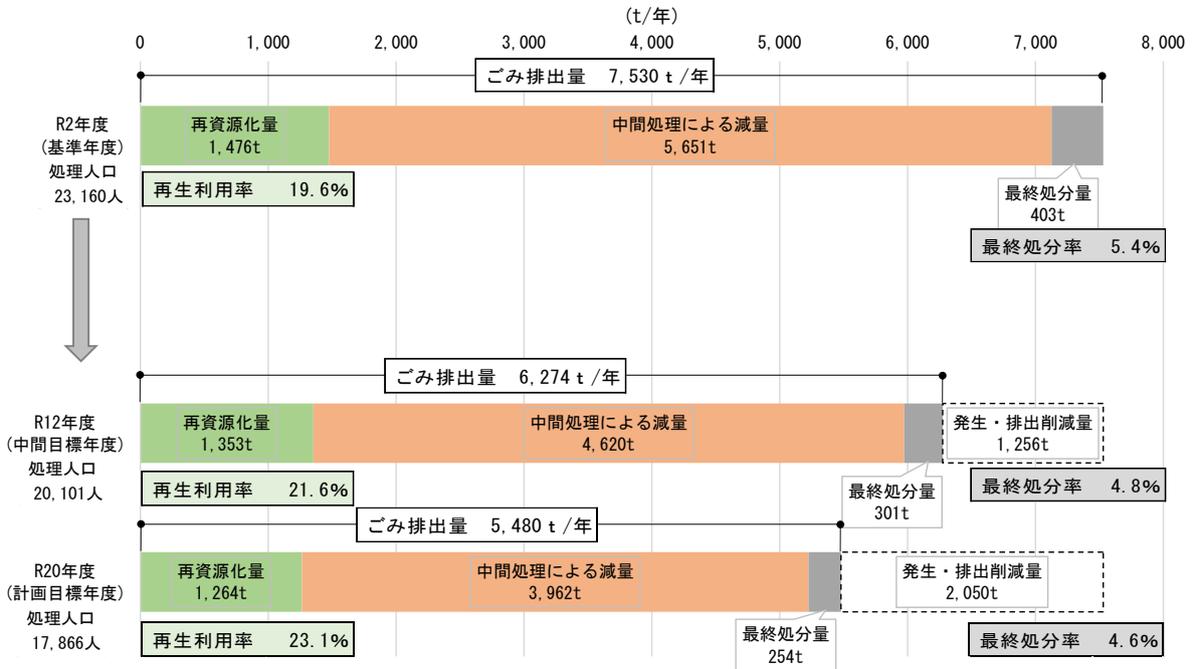
◆図表 4-14 最終処分量削減のための主な施策

最終処分量削減のための主な施策（可燃ごみ削減効果による減量）
・普及啓発による可燃ごみ排出量（原単位）の現状維持（増加抑制）
・食品ロス削減や水切り徹底による可燃ごみ中の厨芥類の削減
・可燃ごみ中のプラスチック類の削減と資源化の推進
・可燃ごみ中の紙類の削減と資源化の推進

4 総括

本計画における数値目標の総括は、図表 4-15 に示すとおりです。

◆図表 4-15 目標値の総括



目標	単位	R2年度 (基準年度)	R12年度 (中間目標年度)	R20年度 (計画目標年度)	目標値の基準年度比		
					R12	R20	
ごみ発生削減目標	ごみ排出量	t/年	7,530	6,274	5,480	-1,256	-2,050
	市民1人1日当たり排出量	g/人・日	890.8	855.2	840.4	16.7%減	27.2%減
再資源化目標	再資源化量	t/年	1,476	1,353	1,264	-	-
	再生利用率	%	19.6	21.6	23.1	2.0%増	3.5%増
最終処分目標	最終処分量	t/年	403	301	254	-	-
	最終処分率	%	5.4	4.8	4.6	25.3%減	37.0%減

第三節 計画の体系

本計画で定めた数値目標達成に向けて、ごみ処理の基本方針に基づき『ごみの発生・排出削減計画』『再生利用計画』『適正処理計画』の3項目を中心とした施策を展開していくものとします。これらの施策の体系をまとめると、図表 4-16 に示すとおりとなります。

◆図表 4-16 計画の体系

ごみ処理の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① リサイクル（3R）活動の推進 ② ごみの分別収集の推進 ③ 環境に配慮したごみの適正処理の推進
---------------	---

《ごみ処理の施策》

施策項目	施策内容	
ごみの発生・排出削減計画	施策 1	市民・事業者の意識向上
	施策 2	市民との協働推進
	施策 3	事業者との協力推進
	施策 4	協議体制の整備
再生利用計画	施策 5	マテリアルリサイクルの推進
	施策 6	サーマルリサイクルの推進
	施策 7	使用済小型家電リサイクルの推進
適正処理計画	施策 8	収集運搬に関する施策
	施策 9	中間処理に関する施策
	施策 10	最終処分に関する施策
	施策 11	その他の施策

第四節 ごみの発生・排出削減計画

ごみの発生・排出削減は、実際に取組を行う市民及び事業者の意識向上により推進していくものとし、また、市民及び事業者と行政との連携を図ることでより効果的なものとします。

今後、具体的に取り組む施策は図表 4-17 の体系に基づいて実施していくものとします。

1 施策の体系

◆図表 4-17 今後取り組む施策の体系

施策 1：市民・事業者の意識向上	
・取組 1	市民活動の支援
・取組 2	地域学習と学校教育の推進
・取組 3	ごみ出しに関するルールの徹底・情報発信
・取組 4	ごみ処理に関する理解度向上の推進
・取組 5	マイバッグ持参運動の推進
・取組 6	家庭ごみ・事業ごみ減量の推進
・取組 7	プラスチック製品の利用削減
・取組 8	食品ロス削減
・取組 9	リユース・リサイクルの推進
施策 2：市民との協働推進	
・取組 1	地域の環境リーダー育成
施策 3：事業者との協力推進	
・取組 1	販売店への協力要請
・取組 2	しまエコショップの推進
施策 4：協議体制の整備	
・取組 1	江津市衛生組合協議会等の開催

2 具体的施策

2-1 施策1 市民・事業者の意識向上

■取組1：市民活動の支援

市民に対して様々な情報を提供し、加えて市民グループ等との連携を図るなど、市民の自主的な環境保全に関する活動を支援していくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・環境保全に関する市民活動について支援を行います。

■取組2：地域学習と学校教育の推進

地域の自治会やコミュニティ活動における環境学習への住民参加を促進し、子どもたちによる3Rなどの実践活動と連携した活動の推進を行うものとします。また学校においては授業や環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めるため、「こどもエコクラブ」への参加や児童会・生徒会などの自主的活動を促進します。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・地域コミュニティや学校等での環境出前講座を開催します。また、環境保全に関する市民活動について支援を行います。

■取組3：ごみ出しに関するルールの徹底・情報発信

市のごみ出しルールの徹底に加え、広報紙等により、ごみ減量化やリサイクルに関する具体的な取組方法を紹介するなど定期的な情報発信を行うものとします。

また、環境保全の取組を情報発信する環境イベントなどを開催し、誰もが参加・体験できる内容として市民の環境保全の意識向上を図っていくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・幅広い年代を対象とした情報周知のあり方を検討し、広報紙やホームページ等を活用し、分別・収集方法を周知・徹底するとともに、市民等がより分別しやすい仕組みを検討します。 ・事業系廃棄物の適正処理について、排出事業者や処理業者への立入や監視・指導を必要に応じて実施します。 ・市民の環境意識の醸成・高揚に向けて、イベントを通じた体験学習やパネル展の開催等により、幅広い世代や業種を対象とした環境学習を推進します。

■取組4：ごみ処理に関する理解度向上の推進

ごみ処理施設の見学等により、市民に自分たちの排出したごみがどのように処理されていくのか自ら確認してもらうことで、ごみ処理に関する知識等を深めていくものとします。

主体	主な取組内容
行政	・ごみ処理施設見学を受け入れるとともに、広報紙やホームページ等で情報発信します。

■取組5：マイバッグ持参運動の推進

マイバッグ持参運動を推進するため、広報紙等での啓発や事業者の協力を得て、マイバッグ持参率や環境意識の向上を図るものとします。

また、レジ袋有料化の仕組みを構築し、市民の理解と事業者の協力を得るとともに、市民団体等との連携を強化していくものとします。

主体	主な取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のマイバッグ持参率の向上に努めます。 ・レジ袋の削減推進に関する協定への参加事業者を募集します。



■取組6：家庭ごみ・事業ごみ減量の推進

市民に対してイベントや広報等を通じてごみの減量やリサイクルの啓発を行い、具体的な取組の実践を推進していくものとします。

また、事業系ごみの削減方法等についてホームページなどで情報提供を行い、商工会議所等との連携を図りながら事業者のごみの減量・リサイクルの実践を支援していくものとします。

主体	主な取組内容
行政	・ごみ減量やリサイクルへの取組を積極的に行うよう呼びかけます。

■取組7：プラスチック製品の利用削減

市民に対して、海洋プラスチック問題など身近な環境の悪化を伝えるとともに、具体的な行動変容を促すことを推進していくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・プラスチックごみ問題やプラスチック使用製品の削減に向けた取り組みなど、広報紙やホームページ等で情報発信します。

■取組8：食品ロス削減

市民に対して、食品ロスの問題を判りやすく伝えるとともに、具体的な行動変容を促すための情報を発信していくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・食品ロス削減に向けた情報を発信します。

■取組9：リユース・リサイクルの推進

市内で再利用が進む仕組み及び場の提供に努めていくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・再利用の促進として、市内のリサイクル拠点の情報について広報紙やホームページ等で情報発信します。

2-2 施策2 市民との協働推進

■取組1：地域の環境リーダー育成

江津市衛生組合協議会と連携を図り、研修会を開催するなどにより、地域住民に対してごみの出し方や環境美化等の指導を行う地域リーダーを育成していくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・研修会を開催するなどにより、地域住民に対してごみの出し方や環境美化等の指導を行う地域リーダーを育成していきます。

2-3 施策3 事業者との協力推進

■取組1：販売店への協力要請

スーパー等の販売店に対し、マイバッグ持参運動の推進や資源物の店頭回収などの協力を要請していくものとします。また、販売店においての活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進していくものとします。

主体	主な取組内容
行政	・ごみの排出抑制、リサイクルの仕組み、情報を発信しつつ、市民と事業者の協働による取組を推進していきます。

■取組2：しまエコショップの推進

本市内で営業を行っている販売店等の事業者に対し、しまエコショップ制度の認定を受けるよう協力要請し、本市において地球にやさしい買い物がしやすい環境を整えていくものとします。

主体	主な取組内容
行政	・しまエコショップ制度の認定を受けるよう積極的に協力要請します。 ・しまエコショップなどを通じて地球にやさしい商品、環境ラベルが付いた商品やリサイクル製品など、環境配慮型の商品を積極的に選択します。



2-4 施策4 協議体制の整備

■取組1：江津市衛生組合協議会等の開催

ごみの減量化やリサイクル推進を具体的かつ効果的に取り組んでいくため、江津市衛生組合協議会を通じて、市民や事業者等との連携を図っていくものとします。

また、必要に応じて、江津市環境審議会、江津市廃棄物減量等推進審議会を通じて、ごみ処理及び清掃等に関する事業、ごみの減量化、資源化等に関する事業について意見交換を図っていくものとします。

主体	主な取組内容
行政	協議会等を通じて、市民や事業者等との連携を図っていきます

第五節 再生利用計画

ごみの再生利用に関し、具体的に取り組む施策は図表 4-18 の体系のとおりです。

1 施策の体系

◆図表 4-18 今後取り組む施策の体系

施策 5：マテリアルリサイクルの推進
・取組 1 資源ごみ分別徹底の啓発
・取組 2 可燃ごみ処理残渣のリサイクル
・取組 3 新たなリユース・リサイクル施策の推進
施策 6：サーマルリサイクルの推進
・取組 1 可燃ごみ処理の排熱利用
施策 7：使用済小型家電リサイクルの推進
・取組 1 小型家電リサイクル推進体制の整備

2 具体的施策

2-1 施策 5 マテリアルリサイクルの推進

■取組 1：資源ごみ分別徹底の啓発

容器包装廃棄物等のリサイクル量を増加し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めるため、また排出された資源ごみを 100%有効利用するために、資源ごみ中に異物が混ざらないよう啓発を進めるとともに、分別の悪いものについては収集しない等の措置をとるなど、ごみ分別の徹底を図っていくものとします。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・ごみの発生抑制やリサイクル等の 3R について、より一層の普及啓発に取り組み、資源ごみのステーション方式及び拠点回収を継続して実施します。

■取組 2：可燃ごみ処理残渣のリサイクル

エコクリーンセンターにおける可燃ごみの処理残渣であるスラグ、メタルについて、浜田地区広域行政組合と連携し、土木資材や再資源物として更なる有効利用を図っていくものとします。

■取組 3：新たなリユース・リサイクル施策の推進

可燃ごみとして処理されているプラスチック資源について、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収や新たな分別回収など、プラスチック資源化に向けた推進施策について検討し、プラスチックのマテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルを推進していくものとします。

2-2 施策6 サーマルリサイクルの推進

■取組1：可燃ごみ処理の排熱利用

可燃ごみについてはエコクリーンセンターで処理を行い、引き続きサーマルリサイクルを行っていくものとします。

なお、可燃ごみに水分が多い場合、その水分の蒸発のために熱が使われてしまい、サーマルリサイクルの効率が落ちることから、分別の徹底と併せて生ごみの水切り等を推進します。

主 体	主 な 取 組 内 容
行 政	・生ごみ水切りなど水分の削減方法について広報紙やホームページ等で情報提供を行います。

2-3 施策7 使用済小型家電リサイクルの推進

■取組1：小型家電リサイクル推進体制の整備

使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講じるとともに再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すように努めます。

使用済み小型電子機器等については、「金物類」の分別区分に鍋や刃物類といった金属類と混在した状態で分別収集しており、島の星クリーンセンターにて小型電子機器等のみを一部ピックアップ回収しています。今後も再資源化を適正に実施し得る引取業者への引き渡しに努めるとともに、平成31年4月に使用開始した「江津市小型家電リサイクルストックヤード」を保管施設として有効に活用し、現状と同様にピックアップ回収を中心とした回収体制を継続しつつ、小型家電類のみの新たな分別区分の設定についても可能性を調査検討するものとします。

第六節 適正処理計画

ごみの適正処理を行うため、収集運搬、中間処理、最終処分及びその他のごみ処理に関連する事項に関して、図表 4-19 の体系に基づき施策を実施していくものとします。

1 施策の体系

◆図表 4-19 今後取り組む施策の体系

施策 8：収集運搬に関する施策（収集・運搬計画）
・取組 1 高齢化社会への対応
・取組 2 一般廃棄物処理業の許可
施策 9：中間処理に関する施策（中間処理計画）
・取組 1 可燃ごみの処理
・取組 2 不燃ごみの処理
・取組 3 資源ごみの処理
施策 10：最終処分に関する施策（最終処分計画）
・取組 1 最終処分場運営方針の検討
・取組 2 最終処分場の適正管理
施策 11：その他の施策
・取組 1 地球温暖化防止対策
・取組 2 不法投棄対策
・取組 3 在宅医療廃棄物の取扱
・取組 4 災害廃棄物対策
・取組 5 漂着ごみ対策
・取組 6 ごみ減量化施策の推進体制
・取組 7 廃棄物に関する法令等に準拠した適正処理の実施

2 処理の主体

本市管内から排出されるごみの処理主体を、排出から処理・処分に至る段階ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化し、図表 4-20 に示します。

【排出】

排出段階におけるごみの発生・排出削減、再利用については、排出者である市民や事業者が行うものとします。適正処理の観点からもごみの発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本市が行うものとします。

【収集・運搬】

排出から収集という市民との接点でもあることから、基本的には現状どおり本市が主体となって行うものとします。

なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理は本市及び浜田地区広域行政組合において、最終処分は本市及び浜田市において行うものとします。また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 4-20 ごみの処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみの種類	発生・排出削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	可燃ごみ(粗大ごみ含む)	市民	本市	浜田地区 広域行政組合	浜田市
	不燃ごみ(粗大ごみ含む)			本市	本市
	資源ごみ				
事業者	可燃ごみ	事業者		浜田地区 広域行政組合	浜田市
	不燃ごみ			事業者	事業者
	資源ごみ			事業者※	事業者※

※事業者から排出される資源ごみのうち、紙類の施設持ち込み分は本市にて処理
注) 処理主体には、委託処理を含む

3 具体的施策

3-1 施策8 収集運搬に関する施策（収集・運搬計画）

① 分別収集計画

分別収集を行うごみは、引き続き現在対象としている品目とし、現行の体制を維持していくものとしします。

② 収集・運搬の量

収集・運搬の対象地域は本市全域としします。また、家庭系ごみについては各地区で定められたごみステーションにおいて収集を行います。

③ 収集・運搬に関する取組

■取組1：高齢化社会への対応

高齢化の進行とともに高齢者や介護が必要な市民の増加が予想されることから、これらの市民や障がいを持つ市民などごみの排出が困難な市民を対象とした福祉向上のための最善の方策について検討していくものとしします。

■取組2：一般廃棄物処理業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき本市の許可を受け、一般廃棄物の収集運搬または処分を行う一般廃棄物処理業者は、本市の行う施策に協力するものとし、本計画に沿って適正な一般廃棄物処理業務を遂行するものとしします。

なお、一般廃棄物処理業の許可件数については、現状のごみ排出状況において収集運搬及び処分は滞りなく行われていること、また、今後は本計画に基づきごみ発生量を削減していくことなどを勧告し、原則として当面の間は現状を維持し、新たな許可は行わないものとしします。

3-2 施策9 中間処理に関する施策（中間処理計画）

① 中間処理量

本市から排出されるごみは、可燃ごみについては効率的な処理を行うため、浜田地区広域行政組合を主体とする広域処理を行うものとします。不燃ごみについては、島の星クリーンセンターにて処理を行うものとします。また、資源ごみについては江の川リサイクルセンターにて処理を行います。

② 中間処理に関する取組

■取組1：可燃ごみの処理

可燃ごみについては今後も浜田市と本市で構成する一部事務組合である浜田地区広域行政組合エコクリーンセンターでの処理を継続していくものとします。

■取組2：不燃ごみの処理

資源となる金属類のリサイクル及び不燃ごみの減容化のため、引き続き現行の処理体制を継続して処理していくとともに、安定した適正処理を行うため、計画的に施設の保守管理を行うものとします。

■取組3：資源ごみの処理

ステーション方式及び拠点回収により収集された資源ごみについては、引き続き現行の処理体制を継続していくとともに、安定した適正処理を行うため、計画的な施設の保守管理を行うものとします。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が令和4年4月から施行されたことをうけ、本市で排出されるプラスチックごみの再資源化促進を図る方策について、検討することとします。

3-3 施策 10 最終処分に関する施策（最終処分計画）

① 最終処分量

本市では、可燃ごみ処理において発生する溶融飛灰については浜田市に委託処分とし、それ以外の最終処分が必要なごみについては本市の最終処分場にて埋立処分するものとします。

② 最終処分に関する取組

■取組 1：最終処分場運営方針の検討

島の星クリーンセンターの最終処分場は、平成 7 年度に規模 43,000m³の施設として使用を開始し、平成 28 年度には嵩上げ工事(1 段目)と浸出水処理施設改修工事を実施し、埋立容量を 10,000m³増加させたところであり、今後、2 段目の嵩上げ工事を行うことでさらに 10,000m³を増加させることが可能な状況に整備したところです。

引き続き、ごみの適正処理を行っていくためには、最終処分場は必ず必要となる施設ですが、一方で、今後、新たな施設整備を行うことは極めて困難な状況にあります。

以上の状況を踏まえ、最終処分場については新たな整備は行わず、現施設をできる限り長期間継続使用していく方針とします。また、できるだけ長期間使用していくための方策について、様々な観点から検討を行っていくものとします。

■取組 2：最終処分場の適正管理

現処分場の使用期間中は、廃棄物処理法に基づく適正管理が必要であり、埋立終了後についても同様です。そのため、引き続き、廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めるものとします。

3-4 施策 11 その他の施策

■取組 1：地球温暖化防止対策

廃棄物処理分野から排出される温室効果ガスは増加していることから、持続可能な社会を構築していくうえでは、廃棄物処理においても何らかの対策を講じていく必要があります。そのため、以下に示す施策の実施または検討を行い、温暖化防止対策への取組を推進していくものとします。

① マイバッグ持参・レジ袋削減

レジ袋の原料は石油製品であることから、レジ袋を削減することで石油の消費量を削減することが可能です。そのため、マイバッグ持参運動を推進し、レジ袋を削減し、レジ袋製造時・廃棄時の CO₂ 排出量削減を行うものとします。

② 生ごみの減量

エコクリーンセンターではごみ処理時の排熱を利用して発電を行い、電力会社からの電力購入量を減らすなど CO₂ 排出量の削減に資する取組が行われています。しかしながら、ごみに含まれる水分の蒸発にもエネルギーが使われており、可燃ごみの水分が多い場合は発電効率が低下することとなります。そのため、エコクリーンセンターでの発電効率を向上させる方策として、水分の多い生ごみについて水切りの徹底や、堆肥化等により可燃ごみへの混入量を減らすことなどを推進していくものとします。

■取組 2：不法投棄対策

不法投棄に関しては、監視パトロールの実施や不法投棄発見時に警察に通報することなどにより防止・撲滅を図っていくものとします。

■取組 3：在宅医療廃棄物の取扱

在宅医療廃棄物による事故防止の観点から、注射器・注射針など鋭利で危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収を行うものとします。ただし、透析用パックやチューブなどの非鋭利で感染性のないものについては可燃ごみとして取り扱うものとします。

■取組 4：災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物は、多種・多様にわたり、かつ大量に発生することが多いことから、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、できるだけ速やかに回収するものとし、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携も図り適正な処理を行うものとします。

■取組 5：漂着ごみ対策

海岸漂着ごみの処理は、主に各海岸管理者が行っていますが、その一部については地域住民のボランティア等により行われており、運搬が困難なごみや、薬品の入った容器、注射針など様々な危険なごみが存在し、また、際限なく流れ着くなど、ボランティア等では対応が困難な場合が数多くあります。

そのため、ボランティア等では対応困難なごみについては、本市において回収・処理を行い、各海岸管理者が回収したごみの処理については、本市の処理施設で受け入れ可能なものに限り、できる限りの協力をするものとします。

■取組 6：ごみ減量化施策の推進体制

ごみ減量化へ向けた施策を実効性のあるものとし、また、継続して行っていくためには、実際にごみ減量に取り組むことになる市民・事業者との連携が重要となります。本市では、ごみ処理に関連する事項について市民・事業者への諮問を行う機関として「江津市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。今後、ごみ減量化に関する施策については、「江津市廃棄物減量等推進審議会」において施策の有効性等について市民・事業者に諮り、効果的な施策展開を図っていくものとします。

■取組 7：廃棄物に関する法令等に準拠した適正処理の実施

近年、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 25 年 4 月 1 日施行）」や、平成 27 年 12 月 21 日の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け改正された「廃掃法施行令（平成 27 年 12 月 21 日公布）」など、社会情勢、国際情勢等の変化を背景に、様々な廃棄物に関する法令等の整備が進められています。

これらの動向を注視しつつ、法令等に準拠した適正処理体制の整備及び適正処理の実施を行っていくものとします。

なお、水銀使用廃製品については市役所窓口等に回収ボックスを設置し、市民に分別排出を呼びかけ適正回収したのち、資源化業者への引き渡しを行うものとします。

また近年、小型バッテリーやリチウムイオン電池等が原因と思われる発火事故が全国的に増えており、分別の徹底を呼びかけていくものとします。

〈コラム〉有害危険ごみが原因と思われる火災

近年、廃棄物処理施設の火災をはじめ、ごみ収集作業中の車両火災等、ごみ収集に係る火災が全国で度々発生しています。

これら火災は、ごみ出しのルールを守らず不適切に出された、ガスボンベやスプレー缶、電池が外されていない製品やモバイルバッテリー、使い捨てライターからの発火によって引き起こされたものと考えられます。

火災が起ると、近隣にお住まいの方々や収集に従事している職員に多大な危険が及ぶとともに、以後の収集活動や処理活動にも支障をきたしてしまいます。

私たちの快適で安全な生活を守るため、火災の原因となる有害ごみや危険ごみの分別は徹底して行うようにしましょう。

**事業者のみならず
使用済みリチウムイオン電池は
分別して適切に排出してください**

**ほくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だっつーの！**



動画公開中

不要になったリチウムイオン電池・電池使用製品は、**【事業所・工場】**分別して、処理可能な産業廃棄物処理業者等に委託してください。**【ご家庭】**お住まいの市町村のごみ捨てルールに従って、捨ててください。

環境省
Ministry of the Environment

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発熱・発火のおそれがあります。廃炉・選別などの処理工程に投入すると発火することがあり、大発火事故です。廃棄物の処理施設では、火災が多発発生しています。



このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出には、以下の点を守ってください。

- 廃炉に外さない**
電池一体系の製品は、衝撃に強い作りとします。製品のまま廃炉します。
- 他の廃棄物と混ぜない**
リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや燃焼くずと混ぜない。
- めらさない**
筒やホに刺さらない場所で保管する。
- 電池の端子部分を露出させない**
電線を取り外しはする場合は、ビニールテープなどで端子部分を保護する。

リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法

リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。

電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「充電につながらなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例

- 電動工具
- コードレス電機 (充電式掃除機など)
- 充電式カメラ
- トランシーバー
- デジタルカメラ
- 充電式カメラ (固定・携帯・スマホ)
- ノートパソコン・タブレット
- モバイルバッテリー
- 加熱式たばこ
- 電熱シェーバー・電動歯ブラシ
- ハンディファン
- おもちゃ

分別したリチウムイオン電池・電池使用製品は、処理可能な産業廃棄物処理業者に委託してください。

**セーフリサイクル!
リチウムイオン電池!**



出典：環境省パンフレット